

予算決算常任委員会提出資料

平成 2 9 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

平成 2 8 年 1 0 月

みえ県民カビジョン・行動計画 政策体系・行政運営の取組

政 策	施 策	主担当部局
Ⅰ 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるように～		
1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	防災対策部
	112 防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部
	113 治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部
2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	健康福祉部医療対策局
	122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	健康福祉部
	123 がん対策の推進	健康福祉部医療対策局
	124 こころと身体の健康対策の推進	健康福祉部医療対策局
3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生	健康福祉部
	132 支え合いの福祉社会づくり	健康福祉部
4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	警察本部
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転〇（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	環境生活部
	143 消費生活の安全の確保	環境生活部
	144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	健康福祉部
	145 食の安全・安心の確保	健康福祉部
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	健康福祉部
	147 獣害対策の推進	農林水産部
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	環境生活部
	152 廃棄物総合対策の推進	環境生活部廃棄物対策局
	153 豊かな自然環境の保全と活用	農林水産部
	154 大気・水環境の保全	環境生活部

Ⅱ 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるように～		
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	環境生活部
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進	環境生活部
	213 多文化共生社会づくり	環境生活部
2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	教育委員会
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	教育委員会
	223 健やかに生きていくための身体の育成	教育委員会
	224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	教育委員会
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	教育委員会
	226 地域に開かれ信頼される学校づくり	教育委員会
	227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	戦略企画部
	228 文化と生涯学習の振興	環境生活部
3 希望がかなう少子化対策の推進	231 少子化対策を進めるための環境づくり	健康福祉部子ども・家庭局
	232 結婚・妊娠・出産の支援	健康福祉部子ども・家庭局
	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	健康福祉部子ども・家庭局
	234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	健康福祉部子ども・家庭局
4 スポーツの推進	241 競技スポーツの推進	地域連携部スポーツ推進局
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	地域連携部スポーツ推進局
5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	地域連携部南部地域活性化局
	252 東紀州地域の活性化	地域連携部南部地域活性化局
	253 中山間地域・農山漁村の振興	地域連携部
	254 移住の促進	地域連携部
	255 協創のネットワークづくり	環境生活部
	256 市町との連携による地域活性化	地域連携部

Ⅲ 「拓（ひら）く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～		
1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	農林水産部
	312 農業の振興	農林水産部
	313 林業の振興と森林づくり	農林水産部
	314 水産業の振興	農林水産部
2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	雇用経済部
	322 ものづくり・成長産業の振興	雇用経済部
	323 「食」の産業振興	雇用経済部
	324 地域エネルギー力の向上	雇用経済部
	325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	雇用経済部
3 世界に開かれた三重	331 国際展開の推進	雇用経済部
	332 観光の産業化と海外誘客の促進	雇用経済部観光局
	333 三重の戦略的な営業活動	雇用経済部
4 雇用の確保と多様な働き方	341 次代を担う若者の就労支援	雇用経済部
	342 多様な働き方の推進	雇用経済部
5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進	県土整備部
	352 公共交通の確保と活用	地域連携部
	353 安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用	地域連携部

施策の推進を支えるために		
行政運営	1 「みえ県民カビジョン」の推進	戦略企画部
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営	総務部
	4 適正な会計事務の確保	出納局
	5 広聴広報の充実	戦略企画部
	6 情報システムの安定運用	地域連携部
	7 公共事業推進の支援	県土整備部

＜施策＞

I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

1 防災・減災

- 1 災害から地域を守る人づくり（1 1 1）・・・2 頁
- 2 防災・減災対策を進める体制づくり（1 1 2）・・・6 頁
- 3 治山・治水・海岸保全の推進（1 1 3）・・・12 頁

2 命を守る

- 1 地域医療提供体制の確保（1 2 1）・・・16 頁
- 2 介護の基盤整備と人材の育成・確保（1 2 2）・・・22 頁
- 3 がん対策の推進（1 2 3）・・・26 頁
- 4 こころと身体の健康対策の推進（1 2 4）・・・30 頁

3 共生の福祉社会

- 1 障がい者の自立と共生（1 3 1）・・・34 頁
- 2 支え合いの福祉社会づくり（1 3 2）・・・40 頁

4 暮らしの安全を守る

- 1 犯罪に強いまちづくり（1 4 1）・・・44 頁
- 2 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり（1 4 2）46 頁
- 3 消費生活の安全の確保（1 4 3）・・・50 頁
- 4 薬物乱用防止と動物愛護の推進等（1 4 4）・・・52 頁
- 5 食の安全・安心の確保（1 4 5）・・・56 頁
- 6 感染症の予防と拡大防止対策の推進（1 4 6）・・・58 頁
- 7 獣害対策の推進（1 4 7）・・・62 頁

5 環境を守る

- 1 地球温暖化対策の推進（1 5 1）・・・64 頁
- 2 廃棄物総合対策の推進（1 5 2）・・・66 頁
- 3 豊かな自然環境の保全と活用（1 5 3）・・・68 頁
- 4 大気・水環境の保全（1 5 4）・・・72 頁

II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

- 1 人権が尊重される社会づくり（2 1 1）・・・76 頁
- 2 あらゆる分野における女性活躍の推進（2 1 2）・・・78 頁
- 3 多文化共生社会づくり（2 1 3）・・・82 頁

2 学びの充実

- 1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成(221) 84頁
- 2 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成(222) 88頁
- 3 健やかに生きていくための身体の育成(223) 90頁
- 4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進(224) 94頁
- 5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり(225) 96頁
- 6 地域に開かれ信頼される学校づくり(226) 98頁
- 7 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実(227) 102頁
- 8 文化と生涯学習の振興(228) 104頁

3 希望がかなう少子化対策の推進

- 1 少子化対策を進めるための環境づくり(231) 108頁
- 2 結婚・妊娠・出産の支援(232) 112頁
- 3 子育て支援と家庭・幼児教育の充実(233) 116頁
- 4 児童虐待の防止と社会的養護の推進(234) 122頁

4 スポーツの推進

- 1 競技スポーツの推進(241) 124頁
- 2 地域スポーツと障がい者スポーツの推進(242) 128頁

5 地域の活力の向上

- 1 南部地域の活性化(251) 132頁
- 2 東紀州地域の活性化(252) 134頁
- 3 中山間地域・農山漁村の振興(253) 136頁
- 4 移住の促進(254) 140頁
- 5 協創のネットワークづくり(255) 144頁
- 6 市町との連携による地域活性化(256) 146頁

III 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

1 農林水産業

- 1 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出(311) 148頁
- 2 農業の振興(312) 152頁
- 3 林業の振興と森林づくり(313) 156頁
- 4 水産業の振興(314) 160頁

2 強じんて多様な産業

- 1 中小企業・小規模企業の振興(321) 164頁
- 2 ものづくり・成長産業の振興(322) 170頁
- 3 「食」の産業振興(323) 174頁

4	地域エネルギー力の向上（３２４）	１７８頁
5	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進（３２５）	１８２頁
3	世界に開かれた三重	
1	国際展開の推進（３３１）	１８６頁
2	観光の産業化と海外誘客の促進（３３２）	１９０頁
3	三重の戦略的な営業活動（３３３）	１９４頁
4	雇用の確保と多様な働き方	
1	次代を担う若者の就労支援（３４１）	１９８頁
2	多様な働き方の推進（３４２）	２０２頁
5	安心と活力を生み出す基盤	
1	道路網・港湾整備の推進（３５１）	２０６頁
2	公共交通の確保と活用（３５２）	２１０頁
3	安全で快適な住まいまちづくり（３５３）	２１２頁
4	水資源の確保と土地の計画的な利用（３５４）	２１４頁

＜行政運営＞

施策の推進を支えるために

1	「みえ県民力ビジョン」の推進	２１８頁
2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	２２２頁
3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	２２６頁
4	適正な会計事務の確保	２３０頁
5	広聴広報の充実	２３２頁
6	情報システムの安定運用	２３６頁
7	公共事業推進の支援	２３８頁

平成２９年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

＜施策＞

施策 111 災害から地域を守る人づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍する中、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合		50.5%		54.0%		60.0%
	47.4%					
目標項目の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
29 年度目標値の考え方	防災活動に参加する県民の割合を、毎年度 3%程度高めることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
11101 防災人材の育成・活用（防災対策部）	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数		150 件		200 件		300 件
		91 件					
11102 学校における防災教育の推進（教育委員会）	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		90.0%		93.5%		100%
		88.3%					
11103 災害ボランティアの活動環境の充実（環境生活部）	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数（累計）		9 団体		10 団体		12 団体
		8 団体					

現状と課題

- ①防災人材の育成・活用について、「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、みえ防災コーディネーターなどの防災人材の育成に取り組んだ結果、9月末時点で「みえ防災人材バンク」の登録者は137名、活動件数は69件となりました。引き続き、防災人材の育成を進め、バンク登録者のスキルアップ研修を開催するとともに、ホームページを活用して、防災人材に関する情報を周知しながら、地域や県民の自主的な取組に対する支援体制を充実していく必要があります。また、防災人材の育成や防災施策に関する検討などの取組について、幅広く津地方気象台との連携を図ることとなりました。今後は、気象台の専門性を生かした取組により、さらなる防災人材の育成を図る必要があります。
- ②企業の防災力の向上について、「みえ防災・減災センター」において、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携し、企業のBCP作成促進に取り組むとともに、研修会の実施に向けた検討を進めました。引き続き、企業防災の取組を支援するとともに、企業を支援するアドバイザー機能の充実を図っていく必要があります。
- ③「みえ防災・減災アーカイブ」について、「みえ防災・減災センター」において、次世代につなぐべき災害の記憶や記録の収集のため、発災から5年を迎える「紀伊半島大水害」に関する体験談を中心に情報を収集しています。今後は、防災・減災に関する紙芝居の作成など、地域の防災教育に活用可能なコンテンツを検討するなど、「みえ防災・減災アーカイブ」の充実を図り、「防災の日常化」につなげていく必要があります。
- ④「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル」の作成について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、「みえ防災人材バンク」の登録者等を活用して、地域の取組を支援した結果、「津波避難に関する三重県モデル」は新たに2市町2地区、「避難所運営マニュアル」は新たに5市町5地区で取組が進みました。引き続き、地域の取組を支援するとともに、熊本地震の課題をふまえ、「避難所運営マニュアル」の作成について、一層注力していく必要があります。
- ⑤「ちから・いのち・きずなプロジェクト」について、自主防災組織アドバイザー養成講座を受講した消防団員と自主防災組織リーダー研修受講者が同時に受講する連携実務研修を通じ、消防団と自主防災組織の連携体制の構築が進むよう取組を進めました。引き続き、両者が連携して防災活動に取り組んでいる地域をモデル地域に指定し、県内の水平展開を図っていく必要があります。
- ⑥自然災害から子どもたちの命を守るため、防災ノートの見直しや教職員の防災に関する知識の向上のための研修に取り組んでおり、引き続き、防災ノートや指導者用資料の一層の充実や、学校における防災教育の推進に取り組む必要があります。
- ⑦県内外の大規模災害発生時にボランティアやNPOが円滑に活動できる環境の整備や、関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」が必要です。

平成29年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

防災対策部

- ①防災人材の育成・活用について、「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、みえ防災コーディネーターなどの育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」への登録を進め、あわせてホームページなどを活用し広く地域や県民に対して周知することで、地域や住民の自主的な取組に対する支援体制を充実します。また、津地方気象台と連携した防災人材の育成等に取り組めます。

- ②企業の防災力向上を図るため、「みえ防災・減災センター」の企業防災に関するアドバイザー機能について、さらなる充実を図ることで、企業のBCP作成や防災人材の育成を支援します。
- ③「みえ防災・減災アーカイブ」について、「みえ防災・減災センター」において、引き続き、次世代につながるべき災害の記憶や記録の収集を進めるとともに、地域の防災教育に活用可能なコンテンツを増やすことで、「みえ防災・減災アーカイブ」を充実させていきます。
- ④「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル」の作成について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、引き続き、地域の取組を支援するとともに、熊本地震の課題をふまえ、各地域における避難所開設訓練やHUG（避難所運営ゲーム）の実施について、市町とともに取組を進め、地域ごとの「避難所運営マニュアル」作成を促進します。
- ⑤「ちから・いのち・きずなプロジェクト」について、地域防災の中核を担う自主防災組織と消防団が連携し隙間のない災害対応が実施されるよう、両者の力を真に発揮するための防災人材の育成に取り組めます。

教育委員会

- ⑥学校で防災ノートを活用した防災学習がより効果的に実施されるとともに、家庭において児童生徒と保護者が防災について話し合うことができるよう、防災ノートなど、防災学習教材の一層の充実を図ります。
- ⑦家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修の充実を図るなど、学校における防災教育を推進します。

環境生活部

- ⑧大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの活動環境等を整えるとともに、関係づくりの場の提供や市町におけるマニュアル策定・訓練等を通して、関係者の「顔の見える関係づくり」を促します。

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「公助」による 防災・減災対策 の取組が進ん でいると感じ る県民の割合		88.2%		89.0%		90.0%
	87.4%					
目標項目 の説明	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
29 年度目標値 の考え方	「公助」による防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を 90%以上とすることを目標に、平成 29 年度の目標値を 89%と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
11201 防災・ 減災対策の推 進（防災対策 部）	「三重県新地 震・津波対策行 動計画」等の計 画における主 要な行動項目 の進捗率		100%		100%		100%
		92.6%					
11202 災害対 策活動体制の 充実・強化（防 災対策部）	県・市町・防災 関係機関が連 携した実動訓 練および県災 害対策本部等 が主催する図 上訓練の回数		11 回		12 回		13 回
		10 回					
11203 迅速な 対応に向けた 防災情報の共 有化（防災対策 部）	「防災みえ. j p」から防災情 報等入手して いる県民の 割合		19.5%		23.0%		30.0%
		16.0%					

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値	目標達成状況	目標値	目標値	目標値
11204 災害医療体制の整備 (健康福祉部医療対策局)	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数		21		22		24
		21					
11205 安全な建築物の確保 (県土整備部)	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率		42.9%		57.1%		100%
		28.6%					
11206 教育施設の防災対策 (教育委員会)	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数		県立学校 83棟 市町立学校 29棟 私立学校 4棟		県立学校 83棟 市町立学校 25棟 私立学校 3棟		県立学校 0棟 市町立学校 23棟 私立学校 2棟
		県立学校 83棟 市町立学校 42棟 私立学校 8棟					
11207 緊急輸送道路の機能確保 (県土整備部)	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合		95.2%		95.6%		96.5%
		94.8%					
11208 消防救急体制の充実・強化 (防災対策部)	消防団員の条例定数充足率		95.5%		95.6%		96.0%
		95.3%					
11209 高圧ガス等の保安の確保 (防災対策部)	高圧ガス等施設における事故発生防止率		100%		100%		100%
		99.5%					

現状と課題

- ①「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」について、平成 27 年度末の検証結果をふまえ、両計画に掲げた目標達成に向け、行動項目を実践しています。また、両計画は、平成 29 年度に計画期間が終了することから、計画の進捗状況のほか、熊本地震や台風による風水害など最近の災害によって明らかになった課題もふまえ、次期行動計画策定のための議論を進める必要があります。
- ②「三重県版タイムライン(仮称)」について、台風到達までの時間を生かした県災害対策本部等の事前の対策を、時系列に整理するための検討に着手しました。今後、平成 29 年度中の策定に向け、津地方気象台等、関係機関とも連携しながら検討を進める必要があります。
- ③「三重県業務継続計画(三重県BCP)」について、平成 27 年度に整理した災害発生時の優先業務を継続的に見直す必要があることから、今年度、各部局において検証を行っているところです。今後も、組織の改編や業務内容の変更をふまえ継続的な更新を進めるとともに、各市町に対しても大規模災害に備え、業務継続計画(BCP)の策定を支援する必要があります。

- ④「D O N E Tを活用した津波予測・伝達システム」について、伊勢志摩サミットの開催を契機に、国立研究開発法人海洋研究開発機構および国立研究開発法人防災科学技術研究所と連携しながら、平成 28 年 5 月に運用を開始しました。また、東紀州地域など県南部地域への展開について、同年 9 月に関係市町への説明会を開催しました。引き続き、関係市町と D O N E T の活用方法や導入について検討するとともに、展開に向けた取組を進める必要があります。
- ⑤地域減災力強化推進補助金について、避難所の環境整備や洪水・土砂災害避難対策などの事業に対して補助を行い、県内各市町の防災・減災対策を支援しています。また、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町が取り組む津波避難施設の建設や避難用ゴムボートの整備を支援しています。引き続き、県内市町の防災・減災対策を促進していく必要があります。
- ⑥災害対策活動体制の充実・強化について、「訓練でできないことは、いざという災害の時に絶対にできない」との考え方のもと、救出救助・医療・道路と救援物資の機能別の図上訓練を 2 回実施しました。また 11 月に予定している実動訓練（三重県・津市総合防災訓練）は、テーマを「被災者支援拠点機能の充実」とし、事前調整を進めているところです。近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、今後とも、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を通じて、充実・強化を図っていく必要があります。
- ⑦「三重県広域受援計画（仮称）」について、大規模災害時に国や他県からの救出・救助や物資等の支援を受け、迅速に被災地へ届けるため、熊本地震の課題もふまえ、関係機関と計画策定のための検討に着手しました。また、物資の備蓄について、公的備蓄の県と市町の役割分担について検討に着手しました。引き続き「三重県広域受援計画（仮称）」の策定に取り組むとともに、備蓄について、広域自治体としてセーフティネットの役割を担う県と、市町の役割分担をふまえ、取組を進める必要があります。
- ⑧北勢広域防災拠点について、平成 29 年度の完成に向けて、備蓄倉庫等の整備などを進めています。また、東紀州（紀南）広域防災拠点において、県南部の災害時の孤立対策のため、航空燃料の備蓄に向けた整備を進めています。いずれも適切な進捗管理を行いながら、施設整備を進める必要があります。
- ⑨広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、桑員地域 2 市 2 町において、「浸水時における広域避難に関する協定」の締結に向けて調整を行っています。引き続き、広域避難に係る具体的な対応について検討を進める必要があります。
- ⑩防災ヘリコプター「みえ」について、現在の機体の適切な維持管理により、安全運航を維持しています。また、更新する機体は平成 28 年度内に受領し、平成 29 年 9 月には運航が開始できるよう準備を進めています。
- ⑪三重県国民保護計画に基づく有事の対応を迅速かつ的確に行うため、平成 29 年 1 月に国、鈴鹿市および関係機関と連携した図上訓練を実施します。訓練の実施により明らかになった課題等をふまえ、国民保護対策本部活動要領等の見直しを行うなど、実効性を高める必要があります。
- ⑫大規模災害発生時における救出救助等の活動を昼夜継続して実施するために、各警察署への現場活動用投光機の整備を完了しましたが、防災機能の更なる強化を図るために、引き続き、必要な装備資機材等の整備を進める必要があります。
- ⑬防災通信ネットワークについて、適正な維持管理を行うとともに、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置工事および防災ヘリコプター用無線通信設備の整備工事を行っています。引き続き防災通信ネットワークの適正な維持管理を行っていく必要があります。

- ⑭防災情報提供プラットフォームについて、気象情報・災害情報等を収集し、ホームページやメール配信により県民に情報提供しています。また、より分かりやすい情報提供や的確な災害対応が行えるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築を行っています。引き続き、県民に情報を提供するとともに、災害対応への活用を図っていく必要があります。
- ⑮災害対応力の維持向上を図るため、DMATを対象とした国の研修への参加促進をはじめ、災害医療コーディネーター研修や災害看護研修等により人材育成を行うとともに、8月6日に実施された大規模地震時医療活動訓練に参加し、国、他県、医療機関等との連携強化を図りました。災害時に必要な医療を迅速かつ適切に提供できる体制を確保するため、今後も引き続き、災害医療に精通した人材育成を行うとともに、国、他県、医療機関等との連携強化を図る必要があります。
- ⑯平成28年4月に発生した熊本地震において医療救護班を派遣し、被災地の災害医療支援を行いました。熊本地震の検証により、派遣される多数の医療チームを全体としてマネジメントする機能の構築の必要性が明らかとなったことから、本県でも同機能の強化に取り組み、大規模災害発生時の受援体制の充実・強化を図る必要があります。
- ⑰耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修1棟が完了するとともに、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物（避難路沿道建築物）の耐震診断に着手しました。引き続き、建築物の早期の耐震化事業の実施に向けた取組を行う必要があります。
- ⑱木造住宅の耐震化については、無料耐震診断や設計、補強工事等の補助事業を実施するとともに、耐震化促進のため、市町や関係団体と連携し、未耐震の住宅所有者への戸別訪問を実施しています。今後、熊本地震後の無料耐震診断の要望増加など住宅耐震化への意識の高まりに応えられるよう、木造住宅の耐震化促進に向けた取組を強化する必要があります。
- ⑲県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成28年度に11校22棟の対策工事の設計を実施しており、早期に対策が完了できるよう実施時期等について該当の学校との調整を進める必要があります。その他の非構造部材の耐震対策についても、計画的に対策を行う必要があります。
- ⑳屋内運動場等の天井等落下防止対策が必要な私立学校を設置する学校法人に対し、耐震対策を促す必要があります。
- ㉑大規模災害発生後の救助活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の橋梁点検を実施するとともに、点検結果に基づく修繕計画を策定し、計画的な修繕に取り組んでいます。また、緊急輸送道路の橋梁耐震化や架替えを進めています。引き続き、緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の修繕や整備を進める必要があります。
- ㉒消防団の活性化について、消防団応援の店制度に係る市町の消防団事務担当者と意見交換を行いました。今後、この意見等を参考にしながら、三重県の実情に応じた具体策の構築につなげていく必要があります。また、消防広域化については、平成28年4月から通信指令業務において、桑名市、四日市市、菰野町の3消防本部での共同運用が開始されました。引き続き、関係市町の意向をふまえながら、各地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。救急業務の高度化について、指導救命士養成課程を実施しました。引き続き、消防学校、県メディカルコントロール協議会と連携し、指導救命士の養成等、救急救命士の資質向上のための取組を進めていく必要があります。
- ㉓高圧ガス等の保安について、取り扱う事業者等に対して保安検査、立入検査等を実施しており、引き続き適正な保安管理等の徹底を図っていく必要があります。また、コンビナート防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者等の防災対策を促進するとともに、保安に係る人材育成を支援するための研修を引き続き実施していく必要があります。

防災対策部

- ①「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」について、両計画に掲げた行動項目の目標達成に向け、必要な改善を図りながら取組を進めます。また、両計画が平成 29 年度に計画期間を終了することから、これまでの取組の検証結果や熊本地震の課題等をふまえるとともに、両計画を一本化した新たな行動計画「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」を策定します。
- ②「三重県版タイムライン（仮称）」について、平成 28 年度中に試行案を策定し、29 年度の上半期に実際の台風発生時に実践を重ね、29 年度中に策定を完了します。
- ③「三重県業務継続計画（三重県 BCP）」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、各市町の業務継続計画（BCP）の策定を支援します。
- ④「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」について、伊勢志摩地域における運用を継続するとともに、県南部地域への展開を関係市町と連携して進めます。
- ⑤地域減災力強化推進補助金について、避難所の環境整備等の避難後対策や洪水・土砂災害からの避難対策を重視した補助制度により、引き続き本県の防災・減災対策を促進します。また、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、市町が取り組む津波避難施設等の整備を支援していきます。
- ⑥災害対策活動体制について、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震や、熊本地震などの内陸直下型地震を想定し、引き続き、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を通じて、充実・強化を図ります。
- ⑦「三重県広域受援計画（仮称）」について、大規模災害時の受援活動や応急対策活動の内容を検討しながら、平成 29 年度中の策定に向け作業を進めます。また、物資の備蓄については、県と市町の役割分担をふまえ、セーフティネットの役割を担う県として、備蓄の取組を進めます。
- ⑧北勢広域防災拠点について、平成 29 年度の完成に向けて、適切に進捗管理を行いながら施設整備を進めます。
- ⑨広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、引き続き、桑員地域 2 市 2 町と連携し、広域避難に係る具体的な対応の整理を進めます。
- ⑩防災ヘリコプター「みえ」について、新しい機体の安全運航を維持できるよう訓練を実施し、運航を開始します。
- ⑪有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、国民保護計画等の必要な見直しや訓練を実施し、緊急対応事態における対応力の強化を図ります。
- ⑫防災通信ネットワークについて、正常な運用ができるよう維持管理を行うとともに、設備の更新に取り組めます。
- ⑬新しい防災情報プラットフォームについて、地図等を活用して気象情報・災害情報等を県民にわかりやすく提供するとともに、災害対応に活用しながら機能向上を図っていきます。
- ⑭消防団の活性化のため、市町や消防協会と連携して消防団員の入団促進に取り組むとともに、消防団応援の店制度についての取組を進めます。また、関係市町の意向をふまえながら消防の広域化に取り組むとともに、救急業務の高度化に対応するため、救急救命士の資質向上に係る教育に取り組めます。
- ⑮高圧ガス等の保安について、保安検査、立入検査等により事業者への保安管理の徹底を図ります。また、コンビナート防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」による防災対策を促進するとともに、保安の人材育成を支援するための研修を行います。

健康福祉部

- ⑯熊本地震の検証により、大規模災害発生時の受援体制を充実・強化することの必要性が明らかとなりました。このため、医療審議会災害医療部会、DMAT・SCU連絡協議会、地域災害医療対策協議会等における検討を通じて、受援体制の充実・強化を図ります。これに対応し、DMATの国研修への参加を促進するとともに、災害医療コーディネーター研修や災害看護研修等を実施することにより、災害医療に精通した人材の育成を進めます。さらに、国が実施する大規模地震時医療活動訓練に参加し、国、他県、医療機関等との連携強化を図ります。

県土整備部

- ⑰耐震診断が義務化された建築物の耐震化を促進するため、引き続き、補助の対象となる建築物の所有者に対し、市町と連携して早期の耐震化事業の実施を働きかけるとともに、耐震診断および耐震改修の支援を行います。
- ⑱熊本地震後の無料耐震診断の要望増加など住宅耐震化への意識の高まりに応えられるよう、引き続き、無料耐震診断や設計、補強工事等の補助事業を実施するとともに、関係団体と連携し、市町が区域を設定したうえで行う重点的な戸別訪問への支援等普及啓発を強化します。
- ⑲緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の計画的な修繕や整備を進め、非常事態に対応した輸送機能の確保を図ります。

教育委員会

- ⑳県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、学校との調整のうえ、可能な限り実施時期を繰り上げて対策を進めます。

環境生活部・健康福祉部

- ㉑私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、学校法人に対し耐震対策を促すとともに、耐震対策に取り組む学校法人への支援を行います。

警察本部

- ㉒大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するために、必要な装備資機材等の整備を進めます。

施策 113 治山・治水・海岸保全の推進

【担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成31年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難への支援が行われています。

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への 対策が講じら れている人家 数		238, 900 戸		240, 000 戸		242, 300 戸
	237, 700 戸					
目標項目 の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					
29 年度目標値 の考え方	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して平成 29 年度の目標値を設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 洪水対策 の推進(県土整 備部)	浸水想定区域 図作成河川数		5 河川		10 河川		20 河川
		—					
11302 土砂災害 対策の推進(県 土整備部)	基礎調査実施 箇所数		9,220 か所		11,550 か所		16,208 か所
		7,520 か所					
11303 高潮・地 震・津波対策の 推進(県土整備 部)	堤防耐震化延 長		34.1km		34.6km		35.6km
		33.6km					

活動指標		27 年度		28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
基本事業	目標項目	現状値		目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
				目標達成 状況				
11304 山地災害 対策の推進（農 林水産部）	山地災害危険 地区整備着手 地区数			2,112 地区		2,135 地区		2,179 地区
		2,089 地区						

現状と課題

- ①洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進しています。
また、川上ダムの早期完成を引き続き国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得を進めています。本年4月に発生した熊本地震もふまえ、引き続き施設整備を推進するとともに、確実な避難に資するソフト対策に重点的に取り組む必要があります。特に、河川の浸水想定区域図の作成を進めるとともに、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進める必要があります。
- ②河川堆積土砂撤去については、異常な出水に伴う堆積土砂には災害復旧事業で対応し、経年的な堆積土砂には、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業により対応しています。これらの対応に加え、砂利採取制度も活用しながら粘り強く対応しています。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、熊本地震もふまえた防災・減災対策として継続した取組が必要です。また、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していく必要があります。
- ③地震・津波による被害軽減のため、河川堤防について空洞やひび割れ等の脆弱箇所の補修を進めています。また、国直轄事業を引き続き促進し、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。海岸堤防については、津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めています。熊本地震のような大規模地震に備え、引き続きこれらの取組を進めていく必要があります。
- ④河川の大型水門やダム等において、定期点検などにより施設の状態把握に努め、その結果に基づく適切な予防保全対策を進めています。熊本地震のような大規模地震に備え、引き続き取組を進めていく必要があります。
- ⑤平成27年の台風等により被災した施設の着実な復旧や、再度災害の防止対策を進めています。平成28年度に被災した施設の早期復旧が必要です。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、高潮・地震・津波などに対する安全性の確保を図るため、老朽化が進んでいる施設の整備を計画的に進めています。熊本地震もふまえた防災・減災対策として、引き続き取組を進めていく必要があります。
- ⑦平成27年の台風等による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めています。平成28年度に被災した施設の早期復旧が必要です。
- ⑧熊本地震もふまえた防災・減災対策として、近年多発する土砂災害等から、県民の生命・財産等を守るため、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所で治山事業を実施し、災害の未然防止を進めています。引き続き取組を進めていく必要があります。

県土整備部

- ①本年 4 月に発生した熊本地震では河川・海岸堤防の約 500 箇所では沈下・亀裂が生じるなど、広範囲で地盤の変状やゆるみが生じ、堤防の破堤リスクや土砂災害の発生リスクが高まったことから、本県でも発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模地震への防災・減災対策や激甚・頻発化する洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進します。また、川上ダムの早期完成を促進するとともに、鳥羽河内ダムの用地取得を進めます。これらのハード対策と合わせて、確実な避難に資するソフト対策に重点的に取り組みます。特に、河川の浸水想定区域図の作成を進めるとともに、平成 31 年度の完了をめざし土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進めます。
- ②河川堆積土砂については、熊本地震において山腹崩壊により発生した不安定土砂が河川に流入し、浸水被害リスクが増大した事例があることから、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業や砂利採取制度の活用および災害復旧事業で土砂撤去を進めます。また、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していきます。
- ③熊本地震を教訓として、地震・津波による被害軽減のため、国直轄事業を引き続き促進し、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めるとともに、海岸堤防については、津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めます。また、河川堤防の脆弱箇所の補修については、平成 29 年度完成をめざし取り組みます。
- ④熊本地震を教訓として、河川の大規模水門やダム等において、定期点検などにより施設の状況把握に努め、その結果に基づく適切な予防保全対策を進めます。
- ⑤平成 27 年の台風等により被災した施設の着実な復旧や、平成 28 年度に被災した施設の早期復旧に努めるとともに、再度災害の防止対策を進めます。

農林水産部

- ⑥農地・漁港海岸堤防については、熊本地震を教訓として、高潮・地震・津波などに対する安全性の確保を図るため、老朽化が進んでいる施設の整備を計画的に進めます。
- ⑦平成 28 年の台風等による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めます。
- ⑧熊本地震を教訓として、近年多発する土砂災害等から、県民の生命・財産等を守るため、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所では治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。

施策 121

地域医療提供体制の確保

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成31年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域医療安心 度指数		59.7%		63.2%		70.0%
	56.2%					
目標項目 の説明	地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標（県民へのアンケート結果について、重みづけ（アクセスのしやすさ 0.5、かかりつけ医の有無 0.25、地域医療に対する理解度 0.25）した合計値）					
29年度目標値 の考え方	アンケートに回答した県民の7割の方が、医療に対する安心感を持っている状態をめざして、現状値を把握するために行ったe-モニターの結果をもとに、70%の数値目標を達成するため、毎年度3.5%増加させていく目標を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
12101 地域医療 構想の実現（健 康福祉部医療 対策局）	地域医療構想 の達成度		6.0%		12.0%		28.0%
		0%					
12102 医療分野 の人材確保（健 康福祉部医療 対策局）	保健医療圏別 人口あたり病 院勤務医師数 乖離度		77.9% (27年度)		78.9% (28年度)		80.9% (30年度)
		76.9% (26年度)					

基本事業	目標項目	27年度	28年度	目標達成 状況	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
12102 医療分野 の人材確保（健 康福祉部医療 対策局）	県内の病院で 後期臨床研修 を受ける医師 数		218 人		225 人		243 人
		211 人					
	県内看護系大 学卒業者の県 内就業者数		177 人 (27 年度)		195 人 (28 年度)		231 人 (30 年度)
		159 人 (26 年度)					
12103 救急医療 等の確保（健康 福祉部医療対 策局）	救急医療情報 システムに参 加する時間外 診療可能医療 機関数		662 機関		676 機関		704 機関
		651 機関					
12104 医療安全 体制の確保 （健康福祉部 医療対策局）	医療安全対策 加算届出医療 機関数		51 機関		55 機関		62 機関
		47 機関					
12105 県立病院 による良質で 満足度の高い 医療サービス の提供（病院事 業庁）	県立病院患者 満足度		92.0%		93.0%		95.0%
		90.5%					
12106 適正な医 療保険制度の 確保（健康福祉 部医療対策局）	県内市町の国 民健康保険料 の収納率		91.80% (27 年度)		92.20% (28 年度)		93.00% (30 年度)
		91.41% (26 年度)					

現状と課題

- ①団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、地域のあるべき医療提供体制を示す地域医療構想を策定するため、県内8地域において地域医療構想調整会議を開催し、構想区域ごとの医療需要推計等をもとに意見交換を行いました。引き続き地域の関係者と丁寧に議論を進め、本年度中に地域医療構想を策定する必要があります。また、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保と、地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、平成29年度に策定する次期保健医療計画と次期介護保険事業支援計画との整合性を図る必要があります。
- ②市町における在宅医療の進捗にばらつきがあることから、在宅医療体制の構築に必要と考えられる要素をもとにした一定の枠組み（フレームワーク）について、在宅医療推進懇話会において検討を行っています。今後、フレームワークをもとに、人づくり、体制づくり、意識づくりの3つの視点から、在宅医療の質と量の確保、多職種による連携体制の構築、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援していく必要があります。

- ③医師の確保については、平成 26 年度から三重専門医研修プログラムの募集を開始し、若手医師のキャリア形成支援等の取組を進めています。依然として、医師の地域偏在等の解消が課題となっていることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。
- ④看護師等の確保については、「看護職員確保対策検討会」での議論をふまえ、確保対策、定着促進、資質向上、助産師確保の 4 本柱で取組を進めています。特に助産師については、助産師出向支援システムの構築を進めています。引き続き、各関係機関と連携しながら各対策を推進する必要があります。
- ⑤医師や看護師等の勤務環境改善については、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関の取組を支援するとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の運用により、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図っています。引き続き、医療機関の勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。
- ⑥医療分野の国際連携については、MOU（覚書）締結病院である英国のロイヤルフリーホスピタルへの第 2 回看護職員海外派遣研修を実施しました。引き続き、看護職の魅力向上につなげるため、看護分野における国際的な視野を持ったリーダーの育成等を図る必要があります。
- ⑦休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療ネットみえ」の運営を行うとともに、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行っています。引き続き、救急医療情報システム未登録の医療機関に対し参加を働きかけるとともに、救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるため、継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑧重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等に対し支援しています。また、中勢伊賀地域と伊勢志摩地域で ICT を活用した救急患者搬送情報共有システム「M I E - N E T」を運用しています。「M I E - N E T」については、その運用状況の検証を行っており、その結果をふまえ、システムのあり方について検討する必要があります。
- ⑨安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターの運営、施設整備に対して支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施しています。周産期死亡率が全国平均より高い状態にあることから、引き続き、周産期母子医療センターの体制整備、新生児の救急搬送に対応していく必要があります。
- また、小児在宅医療については、県北部地域の市町を中心に多職種による連携体制の構築が進められており、今後、他地域においても取組を進めていく必要があります。
- ⑩三重県医療安全支援センターの相談窓口において、医療に関する相談や苦情に対応するほか、平成 27 年 10 月に施行された医療事故調査制度に対応するため、県内の支援体制の整備を進めました。引き続き相談対応を通じ、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していくとともに、医療安全推進協議会等での検討を進め、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ⑪県立こころの医療センターについては、外来患者の地域生活への支援を充実させるために実施している訪問看護において、多様なニーズに対応するため、多職種による訪問等も進めています。引き続き、こうした地域生活支援を充実させていく必要があります。
- ⑫県立一志病院については、幅広い診療能力を有する家庭医（総合診療医）を中心に、訪問診療等の在宅療養支援も含めたきめ細かな医療を行うとともに、地域の診療所への医師派遣を行うなど、地域医療の確保に努めています。また、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりのため、保健・医療・福祉の多職種の連携による地域課題の解決に向けた取組も推進しています。引き続き、地域における多職種連携の取組が積極的に進められていく中で、地域の医療ニーズに的確に対応していく必要があります。

- ⑬県立志摩病院については、平成 28 年 5 月から 24 時間 365 日の内科系の救急患者の受入れを開始するとともに、平成 28 年 2 月から本格運用した地域包括ケア病棟において、リハビリ等の在宅復帰に向けたニーズに対応する医療を提供すること等により、高い病床稼働率を確保しています。引き続き、志摩地域の中核病院としての役割を担っていけるよう診療機能のさらなる充実に取り組んでいく必要があります。
- ⑭平成 30（2018）年度から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることをふまえ、県と全 29 市町および三重県国民健康保険団体連合会からなる「三重県市町国保広域化等連携会議」において、想定される課題ごとに 4 つの作業部会を設置し、検討を続けています。引き続き、被保険者や市町に不安や混乱が生じないように、市町や関係団体と十分協議しながら進めていく必要があります。
- ⑮対象者の経済的負担を軽減し必要な医療を受けることができるよう、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援しています。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

健康福祉部

- ①地域医療構想の実現に向け、県内 8 地域の地域医療構想調整会議において関係者による協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、不足する医療機能の整備に対する支援を行い、病床の機能分化・連携を推進します。また、平成 30 年度から平成 35 年度を対象期間とする次期保健医療計画について、地域医療構想をふまえて、介護保険事業支援計画との整合性を図りながら策定に取り組みます。
- ②市町における在宅医療体制の構築に向け、地域の実情・特性に応じた在宅・介護の連携体制の構築に資する取組を支援します。
- ③医師の確保に向けて、新たな専門医制度の動向を見据えながら、より多くの医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成を支援することで、地域偏在等の解消に向けた取組を進めます。
- ④看護師等の確保に向けて、三重県ナースセンターにおいて求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して求職者への就業斡旋を実施します。さらに、免許保持者の届出制度に基づき把握した情報をもとに、再就業に向けてより効果的な支援を行います。また、助産師については、就業先の偏在是正等に向けて、助産師出向支援システムの取組を進めます。
- ⑤医師や看護師等の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザーによる医療機関への助言、支援に取り組みます。また、引き続き、「女性が働きやすい医療機関」認証制度を実施し、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ります。
- ⑥医療分野の国際連携に向けて、県内の関係大学の連携による国際医療技術連携体制（M-MUSCLE）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学等への短期研修による人材育成等の取組を進めます。
- ⑦三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システム「医療ネットみえ」への参加を働きかけるとともに、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。なお、現行の医療情報システムが平成 29 年 9 月に保守期限を迎えることから、新システムへの更新を行います。
- ⑧重症患者の救急医療体制を確保するため、引き続き、救急救命センターの運営、ドクターヘリの運航等に対して支援するとともに、救急患者搬送情報共有システム「MIE-NET」について運用状況の検証をふまえ、必要な検討を行います。

⑨安心して産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターの運営、施設整備に対して支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（＃8000）」による電話相談を実施します。

また、小児在宅医療については取組の進んでいない市町においても多職種による連携体制の構築が進められるよう必要な支援を行います。

⑩医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会等において医療安全体制の強化に係る具体的な取組内容の検討を進めながら、医療事故調査制度への対応も含めた県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。

⑪三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、引き続き収納率の向上、医療費の適正化等の市町の取組を支援します。また、平成 30 年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、安定的な財政運営や効率的な事業の実施に向けて、市町や関係団体との協議を進めます。

⑫引き続き、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。また、制度内容については、制度の持続性、受益と負担の公平性等を考慮しながら、市町と慎重に検討を進めていきます。

病院事業庁

⑬県立こころの医療センターについては、政策的医療や先進的医療に取り組むとともに、訪問看護やデイケア等の地域生活支援をより充実させるべく取組を進めます。

⑭県立一志病院については、幅広い臨床能力を有する家庭医（総合診療医）を中心に医療サービスを安定的に提供するとともに、地域医療を担う人材の育成や家庭医療等に関する研究、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向けた取組を進めます。

⑮県立志摩病院については、引き続き、指定管理者と密接に連携し、地域の医療ニーズをふまえながら、診療機能のさらなる回復・充実に取り組んでいきます。

施策 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

平成 31 年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数		481 人		238 人		0 人
	596 人					
目標項目の説明	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）					
29 年度目標値の考え方	第 6 期三重県介護保険事業支援計画（平成 27 年度～29 年度）に基づき、特別養護老人ホームを計画的に整備するとともに、入所基準の適正な運用により、平成 30 年度において、待機者が解消されることを目標に数値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上（健康福祉部）	主任ケアマネジャー登録者数（累計）		971 人		1,000 人		1,057 人
		942 人					
12202 介護従事者の確保（健康福祉部）	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数		680 人		690 人		710 人
		521 人					

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12203 介護基盤 の整備促進（健康福祉部）	特別養護老人 ホーム施設整備 定員数（累計）		10,129 床		10,647 床	10,647 床
		9,643 床				
12204 在宅生活 支援体制の充実（健康福祉部）	地域包括支援 センターが開催する地域 ケア会議の開催 回数		359 回 (27年度)		386 回 (28年度)	440 回 (30年度)
		339 回 (26年度)				
12205 認知症施策の 充実（健康福祉部）	認知症サポーター数（累計）		145,000 人		160,000 人	175,000 人
		124,746 人				

現状と課題

- ①平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする「第 6 期三重県介護保険事業支援計画・第 7 次三重県高齢者福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。高齢化の進行に対応するため、今後も引き続き、計画に基づき取り組んでいくことが必要です。
- ②今年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修や新設された主任介護支援専門員更新研修を実施しています。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施するとともに、要介護認定の適正化を図るため、介護認定審査会運営適正化研修を実施しました。さらに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組んでいます。引き続き、介護支援専門員の資質向上や、要介護認定の適正な実施に向けて取り組む必要があります。
- ③介護従事者を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組を支援しています。また、地域の元気な高齢者が、介護職場において補助的な業務を担う「介護助手」として就労することで、介護職場の環境整備等を図る取組を支援しています。引き続き、これらの取組を実施し、介護従事者の確保を図る必要があります。
- ④特別養護老人ホームへの入所待機者を解消するため、入所基準の適正な運用に向けた施設の訪問調査を行うとともに、広域型特別養護老人ホームの整備を進めています。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しています。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。
- ⑤地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣しています。また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への円滑な移行に向けての勉強会や介護予防市町担当者研修を開催し、市町を支援しています。さらに、在宅医療・介護連携を強化するため、県内各地で担当者会議を開催し、市町、地域包括支援センター、郡市医師会と情報交換を行っています。引き続き、新しい総合事業の充実に向けて市町を支援するとともに、在宅医療・介護連携の推進を図る必要があります。

⑥認知症の早期発見・早期治療を図るため、専門医療を提供する認知症疾患医療センターの運営や、認知症サポート医の養成研修への助成を行うとともに、歯科医師等を対象とした認知症対応力向上研修を実施しています。また、認知症コールセンターを設置するとともに、認知症サポーターを養成することにより、認知症の方や家族への相談・支援体制の充実に取り組んでいます。さらに、「認知症サミット in Mie」の開催を支援しました。引き続き、医療と介護の連携強化や地域での相談・支援体制の整備を図るとともに、同サミットで発信された提言もふまえて、認知症施策のさらなる充実を進める必要があります。

また、家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しています。今後も、高齢者の権利擁護のための取組を強化する必要があります。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「第 6 期三重県介護保険事業支援計画・第 7 次三重県高齢者福祉計画」（平成 27～29 年度）に基づき、地域包括ケアシステムの整備を着実に進めるとともに、同計画に基づく取組や実績等を検証し、保健医療計画との整合性も図りながら、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする新たな計画の策定に取り組みます。
 - ②介護サービスを充実させるため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。また、介護サービス情報の公表等に取り組めます。
 - ③介護従事者を確保するため、引き続き、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組を支援し、元気な高齢者など未経験者の参入促進や、資質向上・労働環境の改善等に取り組めます。
 - ④施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い人が適正に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
 - ⑤在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣します。また、平成 29 年度から全ての市町で実施される新しい総合事業の充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の一層の推進に向けて、研修の実施や好事例の情報提供等により市町を支援します。
 - ⑥認知症の方や家族を支援するため、関係者間の情報共有ツールの普及・活用や、認知症疾患医療センターの充実、認知症サポート医の養成等により、認知症の早期発見・早期治療のための体制整備を図ります。また、認知症コールセンターの利便性の向上、認知症サポーターの養成とさらなる活躍の場の創出、民間企業・団体との協力関係の強化等により、地域における相談・支援体制の充実を図ります。さらに、県内のものづくり産業と連携し、介護現場や家族のニーズに沿った介護機器の普及を進めるなど、ソフトとハードの両面から認知症施策の拡充を図ります。
- また、高齢者虐待防止の研修会の開催や、成年後見制度の普及・利用促進等により、高齢者の権利擁護の充実に取り組めます。

施策 123

がん対策の推進

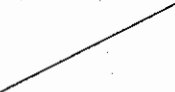
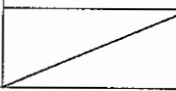
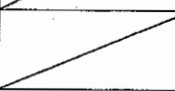
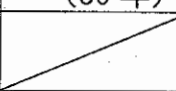
【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

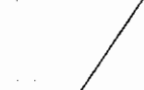
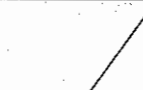
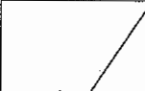
県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 31 年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）		69.6 人 (27 年)		68.4 人 (28 年)		66.0 人 以下 (30 年)
	70.8 人 (26 年)					
目標項目の説明	国が策定した「がん対策推進基本計画」の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数					
29 年度目標値の考え方	平成 31 年度の目標値達成に向けて、目標値と現状値の差である 4.8 人を 4 年間で着実に解消することができるよう、現状値から 2.4 人減少となる 68.4 人を平成 29 年度の目標値に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
12301 がん予防・早期発見の推進（健康福祉部医療対策局）	がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）		乳がん 41.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 34.0% (27 年度)		乳がん 43.4% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 36.0% (28 年度)		乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30 年度)
		乳がん 37.8% 子宮頸がん 54.2% 大腸がん 30.0% (26 年度)					

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12302 がん医療 の充実（健康福 祉部医療対策 局）	がん診療連携 拠点病院およ び三重県がん 診療連携準拠 点病院指定数		7 か所		8 か所	10 か所
		6 か所				
12303 緩和ケア の推進（健康福 祉部医療対策 局）	がん診療に携 わる医師に対 する緩和ケア 研修修了者数 （累計）		846 人		887 人	929 人
		792 人				
12304 がん患者 等への支援の 充実（健康福祉 部医療対策局）	がん患者等の 就労について 理解を得られ た企業数（累 計）		472 社		712 社	1,192 社
		232 社				

現状と課題

- ①県内のがんによる死亡者数は年間5千人を超え、県内における死亡原因の第1位であり、がんは重要な健康問題の一つとなっていることから、「三重県がん対策推進条例」（平成26年4月施行）および「三重県がん対策戦略プラン（第2次改訂）」（平成25～29年度）に基づき、さまざまな主体が連携・協力してがん対策を推進してきました。このことにより、がんによる死亡者数は減少傾向にありますが、第二次行動計画に掲げた目標を達成するためには、さらに効果的かつ計画的にがん対策を推進していく必要があります。
- ②がんに罹患しないためには、がんに対する正しい知識の習得や生活習慣の獲得が必要です。伊勢志摩サミットにおいて受動喫煙防止に係る啓発を行うなど、各種イベント等の機会をとらえて広く県民に普及啓発するとともに、医療関係者や教育関係者と連携し、小中学校においてがん教育を実施しています。今後とも県民運動として、県民の皆さんをはじめ各関係機関等と連携した取組を進める必要があります。
- ③がんに罹患しても死に至らないようにするためには、早期に発見し早期に治療することが重要です。各市町において、特定健診との同時実施や受診対象者に対する個別の受診勧奨等の取組が行われており、受診率は一定の伸びがみられます。今後もさらなる受診率の向上をめざし、県内外の好事例の情報提供や、受診勧奨ツールを提供するなど、市町の取組を支援していく必要があります。
- ④国の新たな拠点病院の整備指針を受けた県内のがん医療提供体制の再整理に合わせ、がん診療連携拠点病院等を中心にがん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るための支援を実施しています。今後とも施設や設備の充実等を支援するとともに、医療連携体制の強化を図ることが必要です。
- ⑤「がん登録の推進に関する法律」が施行（平成28年1月）されたことに伴い、がんに関する情報の報告が義務化された病院のほか、診療所を160か所指定しました。また、平成24年地域がん登録で得られたがん患者の罹患状況等を集約し、平成28年7月に報告書としてとりまとめ、市町・関係機関に情報提供したところです。今後はこれらのデータを積極的に活用し、科学的根拠に基づく効果的ながん対策を進めていく必要があります。

- ⑥患者等ががんと診断された時から適切な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケアの正しい知識の普及啓発（緩和ケアセミナー）を実施するとともに、がん診療連携拠点病院を中心に、県内各地で医師等を対象として緩和ケア研修を実施しています。今後も引き続き、広く県民に緩和ケアの有用性等を普及啓発するとともに、緩和ケア体制の充実のため、緩和ケア研修修了者数の増加を図る必要があります。
- ⑦がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するため、県がん相談支援センターやがん診療連携拠点病院等において相談窓口を設置しています。また、がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、県がん相談支援センターを窓口、社会保険労務士による就労相談支援を実施するとともに、事業所側に対してがん患者への理解を求める働きかけを行っています。引き続き、相談体制や情報提供体制等を充実させるとともに、事業所に対してがん患者等の就労についての理解を進めるための取組が必要です。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①がん対策のさらなる進展をめざし、平成 30 年度以降のがん対策を計画的に推進するため、国の次期基本計画もふまえ、「三重県がん対策戦略プラン（第2次改訂）」の改訂を行います。
- ②イベント等のあらゆる機会をとらえて、がんに対する正しい知識や生活習慣等について、広く県民に普及啓発するとともに、児童期からのがんに対する正しい知識の習得に向け、医療関係者や教育関係者と連携し、小中学校におけるがん教育に取り組みます。
- ③各種がん検診における受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深める取組を県民運動として実施するとともに、県内外の好事例の情報や受診勧奨ツールの提供等により、受診率向上の取組を行う市町に対して支援を行います。
- ④がん診療連携拠点病院を中心とするがん医療提供体制の充実を図るとともに、がん治療に携わる医療機関の施設・設備等の充実を支援するなど、がん治療の一層の充実を図ります。
- ⑤がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等と連携してがん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータをとりまとめ、市町、医療機関等に提供するとともに、がん登録により得られた情報の利活用を図ります。
- ⑥がん診療連携拠点病院等において、がんに関わる医師等に対する緩和ケア研修を引き続き実施するとともに、地域における緩和ケア体制のあり方を検討するなど、緩和ケア体制のさらなる充実を図ります。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性等、緩和ケアについての正しい知識について、広く県民に対して普及啓発を行います。
- ⑦がん患者とその家族のための相談を実施するとともに、医療機関や事業所等と連携してがん患者の就労支援を実施します。また、がん患者の治療と仕事の両立を支援できる環境を整備するため、事業所管理者や人事担当者等に対し、説明会や事業所訪問等を通じて、がんに対する正しい知識の普及に努めます。

施策 124 こころと身体健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタルを活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

平成 31 年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命(健康 寿命の延び)		男 78.2 歳 女 80.8 歳 (27 年)		男 78.3 歳 女 80.9 歳 (28 年)		男 78.6 歳 女 81.1 歳 (30 年)
	男 78.0 歳 女 80.7 歳 (26 年)					
目標項目 の説明	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本 21（第 2 次）」の目的の一つであり、 県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ること ができる期間					
29 年度目標値 の考え方	健康寿命の伸び率を過去 10 年間の平均寿命の平均伸び率（男性 0.16 歳、女性 0.11 歳）と同 程度にすることをもとに、平成 29 年度目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
12401 健康づくり・生活習慣病 予防活動の推進(健康福祉部 医療対策局)	特定健康診査 受診率		50.8% (27 年度)		52.7% (28 年度)		56.4% (30 年度)
		49.0% (26 年度)					

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12402 歯科保健 対策の推進（健康福祉部医療 対策局）	在宅訪問歯科 診療実施歯科 医療機関数		216 機関		234 機関	270 機関
		198 機関				
12403 こころの 健康づくりの 推進（健康福祉 部医療対策局）	関係機関や民間 団体と連携 して自殺対策 事業を実施し た市町・県保健 所数		15 か所		22 か所	37 か所
		8 か所				
12404 難病対策 の推進（健康福祉部医療対策 局）	指定医療機関 （診療所）指定 数		967 か所		990 か所	1,006 か所
		909 か所				

現状と課題

- ①ソーシャルキャピタル（人々の信頼関係や結びつき）を活用した健康づくりが各地域で展開されるよう、県内外の先駆的な取組事例の情報収集を行い、関係者間で共有しています。引き続き「三重の健康づくり基本計画」（平成 25～34 年度）に基づき、生涯を通じた健康づくり活動が、各地域で県民自らにより実践されるよう働きかけていく必要があります。
- ②高齢化の進展に伴い、糖尿病や高血圧症、歯周病等の生活習慣病に罹患する県民の増加が懸念されることから、企業と連携して健康に配慮した食生活の実践について普及啓発を行うとともに、正しい生活習慣の習得等を目的に食育フェス等を開催しました。今後もさまざまな主体と連携して食育活動を推進するとともに、県民に対してバランスのとれた食事に関する普及啓発を行っていく必要があります。
- ③糖尿病をはじめとした生活習慣病の発症予防や重症化予防等について、健康づくりに関する協定を締結した全国健康保険協会三重支部等関係団体と連携し、特定健康診査等の受診率向上を図る取組を行うとともに、実践者養成やスキルアップに係る研修を行っています。今後も引き続き関係団体等と連携し、広く県民に普及啓発を行うとともに、実践者の養成や資質向上を図る必要があります。
- ④「みえ歯と口腔の健康づくり条例」（平成 24 年 3 月施行）および「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」（平成 25～29 年度）に基づき、関係団体等と連携して歯科保健対策を進めてきましたが、三重県における学齢児（12 歳児）のむし歯数は全国平均を上回る状況が続いています。また、障がい児（者）や高齢者等、通常の歯科保健医療サービスを受けることが困難な県民のニーズに対応できる体制づくりを関係団体と連携して進めています。今後も引き続き、教育委員会や関係団体等と連携して効果的な虫歯予防対策を推進するとともに、地域における歯科医療体制の充実に取り組む必要があります。
- ⑤「第 2 次三重県自殺対策行動計画」（平成 25～29 年度）に基づき、市町や NPO、関係機関と連携して、うつ・自殺など心の問題に関する正しい知識の普及啓発や相談等の自殺対策を実施してきたことにより、三重県の自殺者数は減少傾向にあります。若年層の自殺者数が横ばいで推移していること、中高年層の自殺者数が多いこと等の課題があります。引き続き関係機関等と連携した総合的な自殺対策とあわせ、各課題に対応した自殺対策を推進していく必要があります。

- ⑥平成 27 年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな難病医療費助成制度が開始され、医療費助成の対象が 56 から 306 疾病に拡大されるなど、制度の見直し等が行われました。これに伴い対象患者数も増加し、約 14,300 名の難病患者に医療受給者証を発行しました。(平成 28 年 3 月末)。平成 29 年度にはさらに対象疾病が拡大される見込みであること、法制化以前からの対象患者に対する優遇措置が終了すること等から、医療関係者や難病患者等に対して制度の周知を徹底し、医療費助成制度の円滑な運営に取り組む必要があります。また、難病患者が良質で適切な治療が受けられるよう、難病医療拠点病院をはじめとする医療提供体制の整備を図るとともに、難病患者に対する相談の中心となる三重県難病相談支援センターの機能の充実が必要です。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、引き続き、「地域の健康づくり研究会」への幅広い参加を呼びかけるとともに、健康づくり活動の好事例等を情報共有し、先駆的な取組が各地で行われるよう支援します。また、健康づくり基本計画の中間評価を行う中で、各地域における効果的な健康づくり対策等について検討していきます。
- ②県民の健康的な食生活の実現に向けて、県民自らが健康的な食生活に取り組めるよう、引き続きさまざまな主体と連携して食育活動を推進するとともに、県民に対してバランスのとれた食事に関する普及啓発を行います。
- ③糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防等について、引き続き関係機関と連携して特定健康診査の受診率向上に係る取組を推進するとともに、実践者の養成やスキルアップに係る研修を行います。
- ④「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、関係機関・団体等と連携し、むし歯予防の効果的な取組の一つであるフッ化物洗口の普及拡大や、障がい児(者)歯科診療の充実を図るとともに、在宅における歯科医療ニーズに対応するため、地域口腔ケアステーション体制の機能強化に取り組みます。また、引き続き、計画的に歯科保健対策を推進するため、「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の改訂を行います。
- ⑤うつ・自殺など心の問題について、引き続き、正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、市町、NPO、関係機関等と連携して、地域の実情に応じた自殺対策に取り組めます。また、引き続き計画的に自殺対策を推進するため、「第 2 次三重県自殺対策行動計画」の改訂を行います。
- ⑥難病患者が良質で適切な治療を、経済面も含めて安心して受けられるよう、医療費助成制度の円滑な運営に取り組むとともに、国の医療提供体制に係る見直し等を受け、難病医療拠点病院等、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めます。また、難病患者やその家族の療養生活の QOL の向上を図るため、三重県難病相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、生活・療養相談、就労支援体制の充実を図ります。

施策 131 障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 31 年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）		1,616 人		1,719 人		1,871 人
	1,508 人					
目標項目の説明	グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数					
29 年度目標値の考え方	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて、平成 29 年度目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数		7,543 人		7,963 人		8,442 人
		7,172 人					

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13102 障がい者の就労促進（健康福祉部）	一般就労へ移行した障がい者数		405 人		415 人	480 人
		395 人				
13103 農林水産業と福祉との連携の促進（農林水産部）	農林水産業と福祉との連携取組数（累計）		74 件		83 件	101 件
		65 件				
13104 障がい者の相談支援体制の整備（健康福祉部）	相談支援事業における支援件数		61,006 件		61,567 件	64,450 件
		60,445 件				
13105 精神障がい者の保健医療の確保（健康福祉部）	精神障がい者の入院後 1 年以内に地域移行できた割合		90.0%		91.0%	92.0%
		86.8%				
13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり（健康福祉部）	障害者差別解消で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率		50.0%		86.8%	100%
		26.3%				

現状と課題

①障がい者の地域移行を進めるため、通所施設やグループホームの整備を支援するとともに、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、過齢児の地域移行を支援しています。今後も、国の予算の動向を見据えつつ障がい者の地域移行を進めるための施設を整備するとともに、福祉型障害児入所施設の課題やあり方について検討を進める必要があります。

また、医療的ケアが必要な障がい児（者）とその家族が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス提供のモデルとなる拠点を設置し、地域の支援体制の構築と受入体制の強化に取り組んでいます。今後は、事業の進捗と成果をみながら、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない支援体制の構築に取り組む必要があります。

②福祉事業所における工賃向上等に向けて、共同受注窓口において、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行っています。今後は、市町や民間企業等への営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。

また、障害者優先調達推進法に基づく平成 28 年度調達方針を策定し、昨年度を上回る 73,000 千円を調達目標額とするとともに、新たに社会的事業所に係る目標を設定し、県の調達の拡大に取り組んでいます。今後も、調達内容の多様化に努めるとともに、市町の優先調達の取組を促していく必要があります。

さらに、障がい者の働く場を拡充するため、県内4か所に設置されている社会的事業所の運営を支援しています。また、障害福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しています。引き続き、社会的事業所の安定的な運営と障がい者の職場定着を支援する必要があります。

③農業分野では施設外就労（事業所による農作業請負）の実態やニーズの把握、林業分野では苗木生産や木製玩具製造の研究会、水産分野ではカキ養殖に係る作業等の現地研修会等の開催に取り組んでいます。引き続き、福祉事業所や障がい者のニーズに的確に対応していくため、福祉事業所と農林水産事業者・関連企業等とのマッチングや連携機会の創出が必要です。

④自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しています。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めています。今後は、引き続きより効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。

⑤精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、モデル的に鈴鹿・亀山圏域に地域移行コーディネーターを配置するとともに、アウトリーチ事業については、鈴鹿・亀山圏域に加えて津圏域にも事業を拡大しています。今後は、事業成果を検証しながら、支援策のさらなるレベルアップを図る必要があります。

また、三重DPATについて、熊本地震の被災地に派遣し、被災者のこころのケア等を行いました。今後は、成果や課題を検証し、体制を強化する必要があります。

さらに、アルコール健康障害対策について、三重県精神保健福祉審議会のもとにアルコール健康障害対策推進部会を設置し、「三重県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」の策定に向けて検討を進めています。今後は、今年度中に同計画を策定し、対策を推進していく必要があります。

⑥障害者差別解消法の施行に伴い、相談窓口の設置や三重県障がい者差別解消支援協議会の設立を行うとともに、障がい者差別解消セミナーを開催して啓発を行いました。また、障がい者虐待について、専門家チームの活用等により、対応力の向上を図っています。今後は、三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かして障がい者差別の解消に向けた取組を進めるとともに、障害者虐待対応事例集の活用や研修の実施により、市町や施設職員の理解促進と資質の向上を図り、障がい者の権利擁護に向けた取組を進める必要があります。

⑦三重県手話言語条例の制定を受け、三重県障害者施策推進協議会のもとに手話施策推進部会を設置し、「三重県手話施策推進計画（仮称）」の策定に向けて検討を進めるとともに、「手話を広める知事の会」に参加し手話の普及に向けた取組を進めています。今後は、平成29年4月の手話言語条例の施行に向け今年度中に同計画を策定し、計画に基づき施策を推進していく必要があります。

⑧初めて東紀州地域（尾鷲市）で開催する「障がい者芸術文化祭」（12月開催予定）について、準備を進めるとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加し、他県の取組等との連携を図っています。また、障がい者の社会参加の観点から、未婚障がい者の出逢いの支援を行っています。引き続き、障がい者の社会参加を推進するための取組を進める必要があります。

⑨相模原市で発生した障がい者入所施設における殺傷事件を受けて、施設に対し注意喚起を行うとともに、社会福祉施設等における入所者等安全確保に係る庁内緊急連絡会議の開催、社会福祉法人を対象とした研修会での安全対策の徹底や確認の依頼、社会福祉施設管理者等に対する社会福祉施設入所者の安全確保に向けた調査等を行いました。今後は、調査結果や、国の動向等を見据えつつ、必要な対策等について検討し、取組を進める必要があります。

健康福祉部

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成 27～29 年度)が最終年度を迎えることから、同プランに基づく取組や実績等をふまえながら、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする新たなプランの策定に取り組みます。
- ②平成 29 年度社会福祉施設等整備方針に基づき、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備を支援し、障がい者の地域移行を進めるとともに、福祉型障害児入所施設について、過齢児の地域移行や障がい児支援に関する課題の解決に向けて取り組みます。
また、医療的ケアが必要な障がい児(者)とその家族が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス提供の拠点を中心に、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない支援体制の構築に取り組みます。
- ③共同受注窓口について、その運営を支援するとともに、市町、民間企業等への営業活動の強化、受発注のマッチングについて取組を進めます。
また、障害者優先調達推進法に基づく平成 29 年度調達方針を策定し、調達目標額の達成に向けて、調達内容の多様化を進めるなど一層の調達拡大に努めるとともに、市町に対し、さらなる優先調達の取組への働きかけを行います。
さらに、社会的事業所について、その安定的な運営を支援するための取組を進めます。
- ④より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的な相談支援と広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- ⑤精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、地域移行コーディネーターの配置やアウトリーチ事業による地域移行・地域定着支援の取組を行うとともに、これらの事業の成果もふまえながら、県内全域での支援策のレベルアップを図ります。
また、三重 DPAT について、県防災対策部主催の訓練に参加するとともに、DPAT 研修を開催することにより、体制強化を図ります。
さらに、アルコール健康障害について、今年度中に策定予定の「三重県アルコール健康障害対策推進計画(仮称)」に基づき、早期発見、早期介入の取組など、総合的かつ計画的に対策を推進します。
- ⑥相談窓口に寄せられた事案への対応、三重県障がい者差別解消支援協議会での相談事案の解決事例や合理的配慮に関する優良事案等についての情報共有、フォーラムの開催等による啓発活動等を通じて、障がい者差別の解消を図るための取組を進めるとともに、障がい者虐待への適切な対応、事例集の活用や研修の実施による市町や施設職員への支援により、障がい者の権利擁護に向けた取組を進めます。
- ⑦今年度中に策定予定の「三重県手話施策推進計画(仮称)」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。
- ⑧障がい者団体等と協働して「障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、「2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加している都道府県との連携を図ること等により、障がい者の社会参加の促進に向けて取り組みます。
- ⑨相模原市での殺傷事件を受けて社会福祉施設管理者等に対して行った調査の結果や、社会福祉施設の安全確保等に関する国の動向をふまえつつ、入所者の安全確保等に向けた取組を進めます。

農林水産部

- ⑩農業分野においては、農業者、福祉事業所のマッチングを進めながら、障がい者が作業を進めやすい作業方法や理解しやすい指導方法を検証します。林業分野においては、木製玩具の製作に向けた現地研修会を開催するとともに、木工技術者による福祉事業所への技術指導等に対し支援を行います。水産分野においては、障がい者に作業可能な漁業関連作業の掘り起こしを進めることで、障がい者の漁業への就労を推進します。引き続き農林水産分野における障がい者就労推進体制を整備し、農林水産業のそれぞれのニーズに対応した障がい者の就労支援や福祉事業所の参入を促進するための技術・経営支援等を進めます。

施策 132 支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

平成 31 年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
日常生活自立 支援事業の利用 者数		1,620 人		1,720 人		1,920 人
	1,585 人					
目標項目 の説明	県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数					
29 年度目標値 の考え方	日常生活自立支援事業のこれまでの利用者数の状況をふまえ、この事業の利用がさらに促進されるよう、平成 29 年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
13201 地域福祉 活動の推進（健 康福祉部）	民生委員・児童 委員の相談支 援件数		107,000 件		107,000 件		107,000 件
		102,078 件 (速報値)					
13202 質の高い 福祉サービス の提供（健康福 祉部）	第三者評価を 受審した福祉 施設の数		25 施設		30 施設		40 施設
		12 施設					
13203 ユニバー サルデザインの まちづくり の推進（健康福 祉部）	「おもいやり 駐車場」の登録 施設数		2,040 施設		2,080 施設		2,160 施設
		2,028 施設					

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13204 高齢者の 社会参加環境 づくり（健康福 祉部）	地域で社会参 加や生活支援 サービスの担 い手として活 動する高齢者 団体数（累計）		39 団体		57 団体	87 団体
		29 団体				
13205 生活困窮 者の生活保障 と自立支援（健 康福祉部）	就労支援を行 う生活困窮者 の人数		375 人		430 人	540 人
		270 人				
13206 戦没者遺 族等の支援（健 康福祉部）	県および全国 戦没者追悼式 への若年世代 の参加者数		35 人		44 人	64 人
		31 人				

現状と課題

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の取組を行っています。当事業の利用者は年々増加し、今後も増加が見込まれることから、引き続き、適切な実施体制を確保する必要があります。
- ②地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員について、平成28年11月30日に3年の任期が切れることから、一斉改選の手続きを進めるとともに、研修を実施するなど、その活動を支援しています。地域においてさまざまな課題を抱える人が増加する中、引き続き、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援していく必要があります。
- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査については、連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人制度改革の実施に向け、研修会等により社会福祉法人に対する情報提供を行っています。引き続き、市町と連携して指導監査にあたるとともに、増大する事業所に対しての効果的、効率的な監査を行う必要があります。また、社会福祉法人が円滑に新制度に移行できるよう支援する必要があります。
- ④質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉施設職員に対して職務経験等に対応したキャリアアップのための生涯研修等の研修を実施するとともに、福祉施設に対して第三者評価の受審を促しています。今後も福祉サービスの質の向上が求められていることから、引き続き、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めていく必要があります。
- ⑤ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発キャンペーン、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼等を実施しています。引き続き、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。
- ⑥商業施設等のバリアフリー化を進めるために、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等の普及啓発に取り組んでいます。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援しています。引き続き、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備や駅舎等のバリアフリー化を促進する必要があります。

- ⑦高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、老人クラブの活動費の助成や、地域シニアリーダー養成研修を実施しています。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ県選手団を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。
- ⑧生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所職員の研修、指導監査に取り組んでいます。また、生活困窮者自立支援法の施行2年目を迎え、県所管の郡部を対象に設置した三重県生活相談支援センターを中心に関係機関との連携を図り、相談者の状況に応じた支援計画を作成し、就労につなげるなど、自立支援に取り組んでいます。さらに、福祉事務所設置自治体に対して相談支援員の研修、情報提供等を実施しています。引き続き、生活困窮者等に対する生活の保障と自立に向けた支援を進めるため、ハローワークや地域関係者等との連携を強化していく必要があります。
- ⑨県戦没者追悼式を開催し、子どもの献花等を行うとともに、全国戦没者追悼式に子ども代表団を派遣しました。今後も、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の参加を促していく必要があります。

平成29年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業の取組を進めます。
- ②地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。また、平成29年度は民生委員制度創設100周年となることから、制度の一層の周知等により、民生委員・児童委員の活動に対する社会的理解を深めていきます。
- ③福祉サービスを提供する法人等に対し、市町と連携しながら引き続き効果的、効率的な指導監査を実施します。また、社会福祉法人が新制度に円滑に移行できるよう、国の動向に留意しながら所轄庁である市と連携して支援していきます。
- ④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めます。
- ⑤さまざまな主体と連携し、学校出前授業の実施や「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。
- ⑥事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等との連携のもと、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等の普及啓発に取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援等を行います。
- ⑦元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。
- ⑧生活保護の適正実施を進めるとともに、保護受給者の自立に向けた支援に取り組めます。生活困窮者支援対策については、引き続き、三重県生活相談支援センターを中心に関係機関との連携を図り、自立支援に取り組むとともに、福祉事務所設置自治体に対して研修や情報提供等を実施し、県内全体として生活困窮者支援の取組が充実強化されるよう関係機関との連携を進めていきます。
- ⑨県および全国戦没者追悼式等の戦没者慰霊事業に若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

施策 141

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

平成31年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

県民指標

目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
刑法犯認知件数		15,178件 未満		15,178件 未満		15,178件 未満
	15,178件					
目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
29年度目標値の考え方	平成27年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少となる15,178件となり、ピークであった平成14年以降、ほぼ一貫して減少していることから、過去の数値に基づいて単純に目標値を設定することは妥当ではないと考え、「平成27年の数値」を基準に1件でも減少させることを目標にすることとしました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化（警察本部）	防犯ボランティアの団体数		630団体		650団体		690団体
		610団体					
14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化（警察本部）	重要犯罪の検挙率		70.0%以上		70.0%以上		70.0%以上
		81.3%					
14103 県民の安全を守る活動基盤の整備（警察本部）	交番・駐在所の機能強化数		年2か所以上		年2か所以上		年2か所以上
		2か所					

現状と課題

- ① 県民の皆さんと連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止活動や検挙活動に取り組んだ結果、平成 28 年上半期の刑法犯認知件数は、平成以降最少となった昨年から更に減少しました。一方で、県民に強い不安を与える重要犯罪や高齢者を対象とした特殊詐欺の認知件数が増加したほか、ストーカー・配偶者暴力事案の発生が高水準で推移しています。加えて、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争が県民に大きな不安を与えており、依然として犯罪情勢は厳しい状況にあります。
- ② インターネットが日常生活の一部となる中、違法情報・有害情報の拡散に加え、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害は急増し、サイバー犯罪に関する相談も増加の一途を辿るなど、サイバー空間の脅威が深刻化しています。
- ③ 伊勢志摩サミットは、県民の皆さんのご理解とご協力を得て、その警備を無事終了しましたが、サミット終了後もバングラデシュでは日本人が被害者となる襲撃事件が発生するなど、テロの脅威は依然として厳しく、予断を許さない情勢が続いています。
- ④ このような厳しい治安情勢の中で、県民の皆さんはもとより、国内外の来訪者が安全・安心を実感できるよう、多様な主体と連携・協働した犯罪抑止活動や検挙活動を一層強化する必要があります。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

警察本部

- ① 犯罪に強いまちづくりを推進するため、多様な主体と連携・協働した効果的な犯罪抑止対策を推進するほか、被害者等の安全確保を最優先としたストーカー・配偶者暴力事案対策の強化、高齢者に重点をおいた特殊詐欺被害防止対策の強化等に取り組めます。また、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪・重要窃盗犯に対する検挙活動を強化するほか、暴力団の対立抗争の危険から県民の皆さんを守るため、社会全体での暴力団排除活動の推進、暴力団取締りや警戒活動の強化等に取り組めます。
- ② 深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、最新かつ高度な知見を持つ教育機関や民間事業者、行政機関等と連携し、対処能力の向上を図ります。
- ③ 伊勢志摩サミットの開催地としての国際的な知名度の向上や外国人観光客の増加、今後の大規模な行事の開催等を見据え、伊勢志摩サミットを契機として設立した「テロ対策三重パートナーシップ」を中核としたテロ対策を持続的に発展させていきます。
- ④ 警察活動を支える基盤を強化するため、地域住民の安全・安心のよりどころである交番・駐在所の施設や警察活動に必要な装備資機材等の整備充実を図ります。

環境生活部

- ⑤ 伊勢志摩サミット開催のレガシー（資産）を引き継ぎ発展させ、かつ、県民の皆さん等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、平成 28 年度に策定する「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」の着実な実施と防犯意識の普及・啓発に努めます。

施策 142

交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成31年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数		75人以下		70人以下		60人以下
	87人					
目標項目の説明	交通事故発生から24時間以内の死者数					
29年度目標値の考え方	平成31年60人以下の目標値達成へ向け、平成28年の実績や交通事故情勢を勘案し、70人以下とします。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数		9,100人以下		8,600人以下		7,700人以下
		9,604人					
	高齢者交通事故死者数		38人以下		35人以下		30人以下
		52人					
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進（環境生活部）	飲酒運転事故件数		38件以下		33件以下		23件以下
		44件					

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14203 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	老朽化した信号制御機の更新数（累計）		56 基		88 基	152 基
		25 基				
14204 交通秩序の維持（警察本部）	運転者のシートベルト着用率		97.9%		98.3%	99.0%
		96.6%				

現状と課題

- ①県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、平成 27（2015）年は 9,604 人（1 日あたり約 27 人）の方が死傷し、平成 28 年は 9 月末までに交通事故死者数が目標値 75 人を上回るなど、県民の皆さんが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策のさらなる強化が求められています。
- ②少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- ③交通事故総数や死傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。
- ④飲酒運転違反の厳罰化に関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者はなくなる現状にあり、飲酒運転はしない、させないという意識の定着とともに、アルコール依存症などの関連問題を含めて総合的な取組が求められています。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

環境生活部

- ①三重県交通対策協議会を構成する 122 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。また、「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な啓発活動を推進するとともに、近年問題になりつつある自転車の安全利用に向けた取組を検討します。
- ②三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を行う指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、交通安全教育機器を活用した効果的な教育内容・手法等の見直し・検討を常に行い、幼児から高齢者までの全ての県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化します。
- ③高齢者が交通事故防止に向けて、「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、交通安全シルバーリーダーの育成、資質向上に取り組むとともに、高齢者事故の発生割合が高い地域等で訪問活動を行うなど集中的に取組を推進していきます。
- ④「第 2 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を徹底して行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。

警察本部

- ⑤交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥安全・安心な交通環境の実現に向け、老朽化した信号制御機や摩耗した横断歩道等について、緊急性や優先度を勘案しながら、計画的な更新・塗り替えを推進します。
- ⑦全ての座席でのシートベルト着用やチャイルドシートの正しい使用を促進するとともに、飲酒運転や速度超過等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

施策 143 消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	49.6%	53.5%		57.0%		64.0%
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合					
29 年度目標値の考え方	消費生活講座、消費者月間をはじめとするイベントでの周知、情報提供等の啓発活動を進めるとともに県・市町の相談体制を充実し、県民の皆さんの消費生活相談窓口を利用するという意識を高めることで平成 31 年度の目標達成をめざし、平成 27 年度現状値から 7.4 ポイント増加させる目標を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (環境生活部)	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合		97.0%		98.0%		100%
		96.2%					
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (環境生活部)	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合		93.1%		93.8%		95.0%
		92.4%					

現状と課題

- ①消費者と事業者との間に、商品・権利・役務に関する内容や取引条件等について情報の質・量等の格差がある中で、IT環境の高度化や各種の技術革新に伴い商品等や商取引の多様化・複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生しています。中でも「自宅にいる」「貯蓄がある」高齢者や高齢者単身世帯の増加により、高齢者の被害がさらに増えると思込まれます。
- ②国や県、市町が役割分担しつつ一体となって消費者行政に取り組み、自らの判断で合理的な消費活動ができるよう消費者教育の推進および啓発・支援を行っていくとともに、消費者に身近な市町の消費生活相談窓口をさらに充実させていくことが必要です。
- ③安全で安心な消費生活を守るために、消費者団体、事業者団体、市町、関係機関等のさまざまな主体と連携し、地域の実情に応じて高齢者への対応を主とした取組を進めていくことが必要です。
- ④安全で安心な社会の構築、健全な企業の発展のため、事業者においても、消費者のさまざまな声に耳を傾け、事業者自らの顧客満足度の向上に生かすことが企業の発展にも不可欠なものとなっています。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①消費者の各年代に応じて消費生活に関する知識を身につけてもらうために、消費生活出前講座、青少年消費生活講座等を積極的に行い、地域における消費者啓発・消費者教育を進めるとともに、学校等の教育機関との連携を図り、若い世代への消費者教育に取り組みます。また、消費者月間記念講演会等のイベントやフリーペーパー、啓発冊子の配布等のさまざまな手段により、「消費者ホットライン 188（いやや!）」の周知なども含めた情報提供、啓発に取り組みます。
加えて、高齢者等の消費者トラブル防止に向けて、引き続き消費者啓発地域リーダーを養成するとともに、市町で実施される地域の見守り力向上の取組の中で地域リーダーを生かしてもらうよう市町に働きかけます。
- ②高度で複雑になってきている消費者トラブルに対応するため、県内消費者行政の中核センターである県消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行います。また、県民に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ③消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめとする、多様な主体との連携・協力を強化して、消費者トラブルの未然防止、拡大防止の啓発に生かしていきます。
- ④悪質な商取引について、国、近隣県、警察、関係機関等と連携して事業者の指導を行います。また、商品・サービスにかかる不適正な表示について、関係部局、近隣県、消費者庁等と連携して事業者の監視・指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

施策 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。

また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成31年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
危険ドラッグの販売店舗数（インターネット販売店舗を含む）	0件	0件		0件		0件
目標項目の説明	警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗（インターネット販売店舗を含む。）に対し、監視指導を実施した後の店舗数					
29年度目標値の考え方	インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するため、店舗を発見した場合は監視指導により廃業させ、0件を維持することを目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
14401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部）	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数（累計）		509,000人		569,000人		689,000人
		451,744人					
14402 人と動物との共生環境づくり（健康福祉部）	犬・猫の殺処分数		340匹以下		270匹以下		200匹以下
		366匹					

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保（健康福祉部）	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合		100%		100%	100%
		97.4%				
14404 生活衛生営業の衛生確保（健康福祉部）	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合		100%		100%	100%
		99.9%				

現状と課題

- ①「平成 28 年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関が連携し、薬物乱用防止に関する啓発、立入検査、再乱用防止に取り組んでいます。関係機関と連携した取組により、県内の新たな危険ドラッグ販売店舗は確認されていません。薬物乱用の低年齢化等の現状をふまえ、今後も引き続き、関係機関と連携し、危険ドラッグ等の薬物乱用防止に取り組む必要があります。
- ②「第 2 次三重県動物愛護管理推進計画」（平成 26～30 年度）に基づき、（公社）三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、動物愛護教室等の普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導等の引取り数を減らす取組や譲渡事業を行うとともに、これら動物愛護管理の拠点となる三重県動物愛護推進センターの整備に取り組んでいます。犬・猫の殺処分がなくなることをめざし、引き続き、関係団体と連携し、これらの取組を推進するとともに、平成 29 年 5 月の開所をめざし、三重県動物愛護推進センターを整備する必要があります。
- ③県内の医薬品等製造施設に表示違反等の不良品を出した施設がありましたが、迅速な対応を行ったため、健康被害は発生していません。医薬品等の安全確保のため、今後も引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行う必要があります。
- ④在宅医療への薬局・薬剤師の参画を促進するため、訪問薬剤管理指導や無菌調剤技術習得のための薬局・薬剤師への研修会を開催するとともに、薬系大学訪問や就職情報紙の作成等により、県内で不足している薬剤師の確保支援を行っています。薬局・薬剤師は地域包括ケアシステムを構築する重要な役割を担うことから、今後も引き続き、在宅医療への薬局・薬剤師の参画に係る取組や薬剤師の確保支援を行う必要があります。
- ⑤高等学校に対して献血セミナーを開催するとともに、ヤングミドナサポーターや三重県学生献血連盟「みえっち」等の高校生や大学生等とともに献血啓発を実施するなど、若年層への献血思想の普及を図っています。将来にわたり献血協力者を確保するため、今後も引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。
- ⑥生活衛生営業施設に対する監視指導や営業者に対する衛生管理に関する講習会等を行っています。施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導等に取り組む必要があります。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」等に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等により、危険ドラッグ等の薬物乱用防止に取り組めます。
- ②平成 35 年度までに犬・猫の殺処分をなくすため、動物愛護教室等の普及啓発活動等に取り組むとともに、動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センターを開所し、これらの取組を推進します。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行うとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の提供に取り組めます。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画の促進や薬剤師の確保のための支援に取り組めます。
- ⑤若年層の献血推進のため、高等学校における献血セミナーの開催や高校生や大学生等の献血ボランティアと連携した献血啓発を実施していきます。
- ⑥生活衛生営業施設における衛生確保を図るため、施設の監視指導等を行うとともに、(公財)三重県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図ります。

施策 145 食の安全・安心の確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

平成31年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
食品の基準適合の確認率(累計)		50%		67%		100%
	33.0%					
目標項目の説明	検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合					
29年度目標値の考え方	平成31年度までに、全て（食品：15,000件、施設：13,800件）の基準への適合性を確認し、安全で安心な食品供給の体制の維持が図られるよう、平成29年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
14501 食の安全・安心の確保（健康福祉部）	食品事業者の自主点検実施件数		10,500件		18,400件		34,200件
		3,126件					
14502 農水産物の安全・安心の確保（農林水産部）	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率		100%		100%		100%
		100%					

現状と課題

- ①消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導、食品の検査等に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を実施し、県内に流通する食品の安全を確保することが必要です。
- ②安全で安心な食品が消費者に供給されるよう、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るための講習会を実施するとともに、(一社)三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等について自主点検に取り組んでいます。引き続き、食の安全・安心を確保するための自主的な取組を促進する必要があります。
- ③食の安全・安心の確保のためには、行政等の取組だけでなく、食品関連事業者自身による衛生管理意識の向上を図ることが必要です。また、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め、自ら判断・選択できるようにすることが重要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- ④農水産物の安全・安心の確保のため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制の強化や農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等の適正使用管理、安全・安心な農産物の生産管理の仕組みづくりを進めることが必要です。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

健康福祉部

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化のための監視指導を実施するとともに、食品中の残留農薬や微生物等について検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施します。
- ②(一社)三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等についての自主点検および食品事業者への講習など、食品事業者が行う自主管理の取組を促進します。

農林水産部

- ③「三重県食の安全・安心確保推進会議」を開催し、関係部局が連携して食の安全・安心確保のための施策を総合的に推進します。また、食の安全・安心に関する施策を調査審議する「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を適宜開催し、委員の意見等を施策に反映させていきます。
- ④米穀の適正な流通を確保し、県民の信頼回復を図るため、米穀の科学的な分析検査の実施やコンプライアンス研修会を開催するとともに、健康福祉部と連携した米穀取扱事業者の自主点検を通じて、コンプライアンス意識の向上に取り組めます。
- ⑤消費者の皆さんが食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深められるよう、出前トークやホームページの充実を図るとともに、関係団体等と連携した情報提供を進めます。
- ⑥高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防と万が一の発生時の迅速な対応に向け、生産者等との連携強化を図り、防疫研修等を実施するとともに、農場HACCP等の概念を取り入れた畜産農場の生産衛生管理の推進や精度の高い検査体制の整備に取り組めます。また、農薬、動物・水産用医薬品等の適正な流通・使用に向け、販売業者等に対する監視指導および啓発活動等を計画的に行います。さらに、みえの安全・安心農業生産の普及・拡大を図るため、産地へのGAP(農業生産工程管理)の導入やIPM(総合的病害虫管理)の実践等を推進します。

施策 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成 31 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。

また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
危険性の高い 感染症発生数 のうち集団発 生が抑止でき た割合		100%		100%		100%
	100%					
目標項目 の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団感染が抑止できた割合					
29 年度目標値 の考え方	一、二、三類感染症の集団発生を起こさない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を 100%とすることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
14601 感染予防 のための普及 啓発の推進（健 康福祉部）	感染予防を普 及啓発する推 進者の総数（累 計）		100 人		200 人		400 人
		—					
14602 感染症危 機管理体制の 整備（健康福祉 部）	感染症危機管 理に関する訓 練実施率		40%		60%		100%
		20%					
14603 感染症対 策のための相 談・検査の推進 （健康福祉部）	保健所におけ る HIV（エイ ズの原因とな るウイルス）検 査受診者数		1, 490 件		1, 560 件		1, 700 件
		1, 395 件					

現状と課題

- ①感染症情報化コーディネーターのスキルアップ研修会を実施するとともに、学校、保育園、医療機関等で感染症情報化コーディネーターと協力しながら感染予防を普及啓発する推進者の養成研修会を実施しています。今後も引き続き、感染症情報システムの活用やコーディネーターとの連携により、各施設等で感染予防対策がとれるよう、推進者の養成に取り組んでいく必要があります。
- ②新型インフルエンザや中東呼吸器症候群（MERS）等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症に対し、適切な治療や防疫措置を講じるため、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助および防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行うとともに、発生に備えて関係機関と連携した訓練の実施に向けて取り組んでいます。今後も引き続き、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助および防疫用品等の備蓄を行うとともに、関係機関と連携した患者搬送や情報伝達の訓練を実施するなど、防疫体制の充実を図っていく必要があります。
- ③エイズや肝炎の早期発見と感染拡大防止のため、保健所における無料のHIV（エイズの原因となるウイルス）検査、B型・C型肝炎ウイルス検査、普及啓発や相談を実施しています。エイズやウイルス性肝炎の感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、今後も引き続き、無料の検査や啓発を実施していくとともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組む必要があります。また、ウイルス性肝炎患者等の重症化を予防するため、フォローアップ事業や検査費用の助成を実施しています。ウイルス性肝炎患者等の重症化予防については、適切な医療につなげることが重要であることから、引き続き、フォローアップ事業等の実施や啓発を行っていく必要があります。
- ④結核は、集団感染のリスクが高く、早期発見と治療の完遂が重要なため、健康診断や医療費の助成、訪問指導、服薬支援（DOTS）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施し、感染拡大を防止しています。しかし、県内の結核新規登録患者数は減少しておらず、患者の高齢化や外国人患者の増加等の課題があるため、今後も引き続き、対策を継続するとともに、高齢者や外国人等に対する支援を充実する必要があります。
- ⑤予防接種については、三重県予防接種センターを設置し、県民や市町等からの相談に対応するとともに、市町と連携して健康被害者の救済や接種率向上、誤接種の防止等に取り組んでいます。また、先天性風しん症候群の発生を予防するため、無料の風しん抗体検査を実施しています。予防接種が適切に実施されるよう、引き続き、これらの取組を継続していく必要があります。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、各施設等で感染予防を普及啓発する推進者を養成します。また、感染症情報システムを活用し、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら感染予防や感染拡大防止に取り組めます。
- ②発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助および防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を継続するとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携した訓練を実施し、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- ③早期発見や感染拡大防止に向けて、HIVや肝炎ウイルスの無料検査の実施や、イベント等にあわせて県民に正しい知識や検査の必要性を啓発するとともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組めます。また、ウイルス性肝炎患者等を対象に、重症化予防のためのフォローアップ事業や検査費用の助成を実施するとともに、これらの事業の啓発を行います。

- ④結核の早期発見と適切な治療につながるよう、健康診断や医療費の助成、訪問指導、服薬支援（DOTS）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を継続するとともに、高齢者や外国人等に対して正しい知識の普及啓発を行います。
- ⑤三重県予防接種センターの円滑な運営を支援するとともに、市町と連携した健康被害者の救済や接種率向上、誤接種の防止等の取組を継続し、予防接種が適切に実施されるよう体制の充実を図ります。また、先天性風しん症候群の発生を予防するため、無料の風しん抗体検査を継続します。

施策147

獣害対策の推進

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村に暮らす皆さんとともに、野生鳥獣の被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策に取り組むことにより、獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村の実現につながっています。

平成31年度末での到達目標

農山漁村の振興を図る上で支障となっている獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村づくりが進むとともに、持続的な農林水産業の展開につながっています。

県民指標

目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
野生鳥獣による農林水産業被害金額		533百万円 (27年度)		508百万円 (28年度)		460百万円 以下 (30年度)
	558百万円 (26年度)					
目標項目の説明	サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額					
29年度目標値の考え方	国の方針に合わせて、10年後にニホンジカ・イノシシの生息数とサルの加害群れを半減させることにより、4年間で約1億円の被害額の減少をめざすことから、毎年度25百万円減少させることを目標として設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
14701 獣害対策の体制づくりの推進（農林水産部）	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数（累計）		503集落 (27年度)		536集落 (28年度)		600集落 (30年度)
		470集落 (26年度)					
14702 獣害につよい集落活動の実践による被害防止の推進（農林水産部）	被害が大きい集落の割合		45% (27年度)		42% (28年度)		36% (30年度)
		47% (26年度)					
14703 野生鳥獣のモニタリングに基づいた生息数管理の推進（農林水産部）	ニホンジカの推定生息頭数		50,800頭		47,400頭		41,500頭
		56,200頭					
14704 獣肉等利活用の促進（農林水産部）	みえジビエとして利活用された野生獣の頭数（ニホンジカ、イノシシ）		1,000頭		1,100頭		1,300頭
		957頭					

現状と課題

- ① 獣害対策に取り組む集落を拡大するため、新たに 60 集落をターゲットにして、集落座談会や研修会を開催しています。また、地域の獣害対策を担う人材を育成するため、指導者育成講座を 6 回開催し、延べ 229 名の参加がありました。一方、野生獣による生活被害への対応として、鉄道事業者や警察などを構成員とする連絡協議会を開催し情報共有を行うとともに、今後の連携について協議しています。引き続き、集落ぐるみによる被害防止対策、集落における捕獲体制の構築などを進める体制づくりに加え、生活被害への対応にも取り組む必要があります。
- ② 「被害防止」の取組として、侵入防止柵の整備を 10 市町で進めています。また、平成 28 年度に 21 市町が獣害対策のマスタープランである被害防止計画を策定することから、より効果的な計画となるよう、獣害情報マップ等を活用した情報提供やアドバイスなどを行っています。今後は、市町の被害防止計画達成に向けた支援に取り組む必要があります。
- ③ 鳥獣保護管理法に基づき、狩猟免許試験を 3 回、狩猟免許更新講習を 14 回実施しました。また、第 11 次鳥獣保護管理事業計画を変更し、鳥獣保護区を適切に配置するとともに、ニホンジカの適切な生息数管理を行うため、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を改定しました。さらに、平成 29 年公表予定の第 12 次鳥獣保護管理事業計画および第二種特定鳥獣管理計画を関係者と連携しながら策定作業を進めます。引き続き、これらの計画に基づき、適切に生息数管理を実施する必要があります。
- ④ 「みえジビエ」の普及に向け、県策定の『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を遵守する事業者・施設を登録する「みえジビエ登録制度」の登録数は 9 月末時点で 98 施設となりました。今後、さらに需要を創出していくため、登録店の拡大に取り組む必要があります。
- ⑤ 平成 28 年 8 月にみえジビエ登録事業者により設立された「みえジビエ推進協議会」と連携し、今後の「みえジビエ」の普及・販路拡大に向けた事業計画について協議を進めています。今後も、「みえジビエ」の普及に向けた「みえジビエ推進協議会」の活動を支援していく必要があります。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ① 獣害対策の「体制づくり」として、各種研修会の開催によるリーダーの育成や、フォーラムの開催などを通じた集落ぐるみで獣害対策に取り組む機運の醸成を進めるとともに、新たな獣害対策技術の研究開発・実証に取り組みます。また、生活被害の軽減に向けて、関係機関の連携を強化します。
- ② 野生鳥獣による被害を減少させるための「被害防止」の取組として、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備などに加え、大量捕獲技術等の普及などによる捕獲力強化に取り組めます。また、市町の被害防止計画の達成を支援します。さらに、中山間地域等における新規就農者の確保や定住促進につながるよう、新規作物の導入等を進めるうえで必要となる侵入防止柵の整備等を促進します。
- ③ ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの「生息数管理」を適切に行うため、生息状況のモニタリングを着実に実施するとともに、個体数の増加が著しいニホンジカについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づいた県による捕獲を積極的に進めます。さらに、現状の捕獲頭数を今後とも維持・拡大するため、狩猟免許所持者の確保に向けた取組を進めます。
- ④ 獣肉等の利活用を促進するため、「みえジビエ推進協議会」と連携し、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及や「みえジビエ登録制度」の適正な運用による登録事業者の拡大に努めるほか、「みえジビエ」の付加価値向上に向けた商品開発や販路拡大などに取り組めます。

施策 151 地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

平成31年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,144千 t-CO ₂	1,165千 t-CO ₂		1,150千 t-CO ₂		1,119千 t-CO ₂
目標項目の説明	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量					
29年度目標値の考え方	国では、2030年度に2013年度比で温室効果ガスの排出量を26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	-0.5% (26年度)	+0.8% 以下 (27年度)		+1.2% 以下 (28年度)		+2.0% 以下 (30年度)
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進（環境生活部）	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計）	1地域	4地域		6地域		10地域

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進（環境生活部）	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合		97.0%		98.0%	100%
		95.8%				
15104 環境教育の推進（環境生活部）	環境教育講座等参加者の満足度		100%		100%	100%
		98.4%				

現状と課題

- ①平成 27(2015)年のC O P 21 でパリ協定が採択され、平成 28(2016)年 5 月には国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。平成 42(2030)年度に平成 25 (2013) 年度比で 26%削減する国の目標達成に向け、一層、温室効果ガス排出削減の取組を進めていく必要があります。
- ②県のモデル事業として実施してきた電気自動車等の活用による低炭素なまちづくりの成果を、他の地域にも広げていく必要があります。
- ③大企業では、事業活動に伴う環境負荷の低減のために、環境経営の取組が普及していますが、企業数で大部分を占める中小企業では、まだまだ環境経営の取組は普及していません。
- ④東日本大震災以降、県民の皆さんや事業者に省エネルギーの意識が高まりつつありますが、より一層の省エネルギーの取組を促進する必要があります。
- ⑤世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、農林水産業、自然災害、健康などのさまざまな分野への影響が懸念されています。
- ⑥環境問題解決への具体的な行動を実践する人材を育てるためには、子どもたちの環境教育が重要です。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進していきます。
- ②市町等と連携して電気自動車等の活用や省エネルギーに取り組み、家庭や事業所での二酸化炭素の排出を抑制するなど、低炭素なまちづくりの取組を広げていきます。
- ③事業者の環境マネジメントを促進するため、M－E M S 取得事業者の取組事例やM－E M S の有用性などの紹介を行い、M－E M S 認証機構と連携して、環境経営の取組の普及啓発を進めていきます。
- ④県民の皆さんに対しては、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、家庭での節電取組や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの導入等による二酸化炭素の排出削減を促進します。
- ⑤地球温暖化により将来生じる影響の最新情報について、県民の皆さんや事業者等に提供していくことで、地球温暖化の緩和とその影響への適応の取組を促進していきます。
- ⑥環境配慮行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターにおける講座においてE S D の取組を推進するとともに、県民の皆さんのニーズにあった学習メニューを実施していきます。

施策 152 廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成31年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理4事案についても着実に是正されてきています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		289千t		283千t		270千t
	301千t					
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
29年度目標値 の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成31年度目標値の達成に向けて、平成29年度目標値を283千t以下と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ 社会の実現 (環境生活部 廃棄物対策局)	1人1日あたり のごみ排出量 (一般廃棄物の 排出量)		965g/人 日		957g/人 日		943g/人 日
		970g/人 日					
15202 産業廃棄 物の3Rの推 進(環境生活部 廃棄物対策局)	産業廃棄物の再 生利用率		43.2%		43.3%		43.5%
		43.1%					
15203 廃棄物処 理の安全・安心 の確保(環境生 活部廃棄物対 策局)	不法投棄等不適 正処理事案の改 善着手率		100%		100%		100%
		69.2%					
15204 不適正処 理の是正措置 の推進(環境生 活部廃棄物対 策局)	不適正処理4事 案に係る行政代 執行による是正 措置の進捗率		56.3%		68.8%		81.3%
		37.5%					

現状と課題

- ①県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。引き続きごみゼロ社会の実現に向けた取組を推進するとともに、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減やリサイクルに向けた取組などを促進する必要があります。
- ②産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められます。また、枯渇性資源の循環利用や未利用エネルギーの有効活用などを推進する必要があります。
- ③産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが求められています。
- ④過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

平成29年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

環境生活部

- ①平成27年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの回収、食品廃棄物の削減やリサイクルの取組などを促進します。
- ②RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した委員会等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ③事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政などさまざまな主体との協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。
- ④排出事業者の処理責任の徹底に向け電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、処理業者の優良化を図り、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。
- ⑤産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、県内自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑥大規模災害時に備え災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施されるよう、国や近隣県および市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成に取り組むとともに、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案について、平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施します。

環境生活部・企業庁

- ⑧RDF焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

施策 153 豊かな自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

平成31年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPO等による生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らせる自然環境が維持保全されています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自然環境の保全活動団体数		78 団体		80 団体		84 団体
	76 団体					
目標項目の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動及び里地・里山・里海等の保全活動を継続して実施している実施団体数の合計					
29年度目標値の考え方	平成31年度に活動団体数を現状値から8団体増やすことを目標としており、平成29年度は前年度の目標値から2団体増加させることを目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15301 貴重な生態系と生物多様性の保全	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率		60.0%		75.0%		100%
		50.0%					
15302 自然とのふれあいの促進	自然とのふれあいを体験した満足度		72.0%		74.0%		80.0%
		69.9%					

現状と課題

- ①「第2期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、生物多様性の保全を推進するため、県民の皆さんの参画を得ながら、県内の希少野生動植物種の現状把握として、県絶滅危惧種 16 種の生息・生育状況調査を行いました。希少野生動植物の保護を図るため、三重県自然環境保全条例に基づく希少野生動植物種の指定とその保全活動を進める必要があります。
- ②県民の皆さんに、身近な自然環境や生物多様性の状況、それらのもたらすさまざまな恩恵などの情報提供及び重要性を啓発するとともに、マメナシ、ムシトリスミレなど希少種の保全に向けた自主的な活動の促進に取り組みました。また、子どもたちを対象に、活動団体と連携し、生物多様性の理解につながる観察会や外来生物の駆除活動などを 25 回実施し、普及啓発に取り組みました。今後も、将来の自然環境を支える多くの子どもたちの生物多様性への理解を高める必要があります。
- ③自然環境を保全するため、自然公園、三重県自然環境保全地域、里地・里山・里海や河川などにおいて、県民の皆さんやNPO、事業者などと連携し、希少野生動植物種の生育調査など自然環境保全活動を 6 回開催するとともに、専門家のアドバイスや県職員による情報提供を 10 か所で実施しました。引き続き、さまざまな主体による自主的な自然環境保全活動を継続していく必要があります。
- ④近年増加している太陽光発電施設等の設置に際し、自然環境の保全や希少野生動植物の保護を図るため、改正した三重県自然環境保全条例等に基づき、関係事業者への適切な指導、助言を行っています。引き続き、関係法令の遵守に向けて適切な指導・助言に取り組む必要があります。
- ⑤県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、7つの自然公園における施設や2つの森林公園の適正な維持管理を行うとともに、台風で被災した自然歩道を 1 箇所復旧しました。今後も、自然公園施設の整備を進めるとともに、自然公園等の県民が自然とふれあう拠点において、利用者のニーズにあった公園管理やイベントを実施し、利用者の満足度の向上に取り組む必要があります。
- ⑥伊勢志摩国立公園指定 70 周年記念事業の一環として、豊かな自然の保全と伊勢志摩地域への集客・交流を促進するため、市町や関係団体、地元民間企業等と連携し、地域の文化に触れるエコツアーの開催や各種体験イベントの開催、首都圏でのイベントへの出展を通じた情報発信等に取り組んでいます。11 月に開催する「全国エコツーリズム大会」などを通じて、エコツーリズムの魅力を国内外に発信し、インバウンドをはじめ、国内外からの集客・交流につなげていく必要があります。
- ⑦伊勢志摩国立公園が、環境省の進めている国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルの実施箇所として選定され、9月には、官民一体となった「伊勢志摩国立公園地域協議会」を設立しました。今後は、世界水準の「ナショナルパーク」として相応しい自然や景観を、将来にわたって保全・保護していく必要があります。また、伊勢志摩国立公園が、自然・歴史・文化などをまるごと体感できる「ナショナルパーク」として、多くの人が集い、交流が拡大していくよう取り組む必要があります。

平成 29 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①生物多様性の保全を推進するため、県民の皆さんの参画を得ながら、引き続き、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査を進めるとともに、希少野生動植物のうち新たに指定された種や、特に保護が必要な種に対する保全活動を計画的に進めます。
- ②県民の皆さんに、身近な自然環境や生物多様性の重要性を啓発するとともに、保全に向け自主的な活動を促進します。また、将来の自然環境を支える子どもたちを対象として、学校への出前授業や各種イベントを通じて生物多様性の重要性に対する理解を高める取組を進めます。

- ③自然環境の保全に向け、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正管理に取り組むとともに、里地・里山・里海や河川などにおいて、県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体による自主的な自然環境保全活動が継続できるよう、引き続き、専門的な知識や必要な情報の提供などに取り組めます。
- ④太陽光発電施設等の設置に際しては、自然環境の保全や希少野生動植物の保護を図るため、三重県自然環境保全条例等に基づき、関係事業者への適切な指導、助言に取り組めます。
- ⑤県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の適切な維持管理や、施設整備を引き続き進めます。また、自然公園や三重県民の森、三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点において、市町や指定管理者、活動団体などと連携し、魅力ある自然体験プログラムの実施や情報発信に取り組めます。
- ⑥三重県が誇る美しい自然や豊かな伝統・文化を資源として活用するエコツーリズムの取組を促進し、三重県が地域の魅力・自然などをまるごと体験・体感できる聖地となるよう取り組めます。
- ⑦世界水準の「ナショナルパーク」として、伊勢志摩国立公園に国内外からの誘客を促進するため、伊勢志摩国立公園地域協議会が策定する「ステップアッププログラム 2020」に基づいて、伊勢志摩地域が誇る自然や景観などの保全、ビューポイントの整備、地域資源の保全と活用を担う人材の育成などさまざまな取組を展開していきます。

施策 154 大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

平成31年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率		93.0%		94.0%		97.0%
	96.1%					
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合					
29年度目標値の考え方	各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率		100%		100%		100%
		99.9%					
15402 自動車環境対策の推進（環境生活部）	NO _x ・PM法対策地域全体の大気環境基準達成率		100%		100%		100%
		100%					
15403 生活排水対策の推進（環境生活部）	生活排水処理施設の整備率		83.5%		84.5%		86.5%
		82.6%					

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進（環境生活部）	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数		30,250人		31,500人	34,000人
		26,629人				
15405 環境保全のための調査研究成果の還元（環境生活部）	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数		6件		6件	7件
		4件				

現状と課題

- ①大気環境はおおむね良好な状態に改善されていますが、光化学スモッグやPM2.5は、健康への影響を考慮し、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況があります。河川（BOD）の環境基準達成率は近年90%以上で推移しておりますが、海域のうち伊勢湾（COD）の環境基準達成率は50%前後の達成率に留まっています。また、赤潮の発生は減少したものの貧酸素水塊が発生しています。引き続き、工場・事業場からのばい煙・汚濁物質の排出抑制および生活排水に係る汚濁負荷量の削減等が求められています。一方、大規模な開発事業や工作物の新設等は環境に大きな影響を与えるおそれがあることから適正な環境配慮を行うことが求められます。
- ②一部の自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素濃度が環境基準に近い水準で推移しています。局地的には環境基準を超過しているおそれがあり、自動車環境対策の継続と現況把握が必要です。
- ③生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率(82.6%)は全国平均(89.9%)と比較してまだ低く、未整備人口の解消が求められています。
- ④伊勢湾等の海岸域では、ごみが河川を經由して漂着しており、砂浜等の景観の悪化と漁業や生態系への影響が懸念されています。流域圏での環境保全活動の拡大と活性化が求められています。
- ⑤PM2.5や伊勢湾の貧酸素水塊など環境改善に向けて、効果的な対策のためには地域環境に応じた調査研究が必要です。

平成29年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①大気環境や水環境について、工場・事業場からの負荷を削減するため、検体採取を伴う立入検査により、法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき大気、公共水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い環境基準等の適合状況を確認します。測定結果について迅速な情報提供に努め、光化学スモッグやPM2.5の濃度が上昇した際は、県民の皆さんに予報等を発令します。水環境においては、新たに策定する第8次総量削減計画に基づき伊勢湾の汚濁負荷削減に取り組みます。一方、環境に著しい影響を与えるおそれのある一定規模以上の開発事業等を対象として、環境に与える負荷をできる限り低減させることを目的に、環境影響評価を実施します。
- ②自動車環境対策では、NOx・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況を調査し、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理と地域全体での環境基準の達成状況を把握します。
- ③生活排水対策は、平成28年6月に策定した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して下水道、浄化槽および集落排水施設等の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。

- ④伊勢湾の再生に向け、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により展開し、参加者の拡大を図っていきます。引き続き、国の予算を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施します。
- ⑤環境に関する課題に対応した調査研究ならびに検査精度の確保に係る研究事業を行います。

